

第4章 宇部市障害者福祉計画

1

基本理念

第三次の基本理念を引き継ぐとともに、第4次宇部市総合計画後期実行計画のまちづくりのテーマ「健幸長寿のまち」に向けて、本市は「共生の福祉」の推進に取り組むことから、第四次障害者福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、
いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり**

(計画期間 2018年度～2023年度)

上記理念のもと、次の4つを基本目標として掲げ、目標達成に向けた施策を展開することで、障害がある人もない人も、ともにいきいきと安心して暮らすことができるまちを目指します。

2

基本目標

① 互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）

市民の障害に対する理解を促進し、互いを理解しあうことで、心のバリアフリーを促進します。また、情報やコミュニケーション、道路や建物などのバリアフリーの充実を図り、障害のあるなしにかかわらず安心して暮らせる、ユニバーサルデザインのまちづくりを行います。

② ともに学び育つ

障害の早期発見と早期療育を行い、個々に対応した、保育、教育、療育体制を整備するとともに、教育と福祉などの関係機関が連携することで、切れ目ない適切な支援を行います。また、障害のあるなしに関わらず共に学ぶことを目指すとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

③ ともに自立し安心して暮らす

障害のある人が自立し安心して暮らすことができるように、本人の課題と将来を見据えた支援を実施します。また、障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活ができるよう、地域と各分野の支援者が連携することで、地域での支えあいを促進します。

④ ともに働き、楽しむ

障害のある人が、個々の特性にあった仕事に就き、あるいは、個々の状況にあった支援を受けながら、仕事を続けて自立した生活を送ることができるように支援します。また、障害のあるなしにかかわらず、文化、スポーツ等を楽しめるよう支援します。

3

目指す成果

(1) 障害者への理解度の割合 90%

これらの計画に基づいた施策を進めていくことで、障害のある人のない人もお互いを理解し、いきいきと安心して暮らせるまちになります。

このことから、今期計画の成果目標は、次期計画（第五次障害者福祉計画）策定時に実施する障害者アンケートの項目、「障害があることに対する周囲の理解」について、「理解されている」と感じる人の割合、56.9%（2017年）を、2023年に90%となるよう、目標設定します。

4

施策の体系

以下8つの施策分野を設定し、それぞれについて施策の方向を示します。

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
I 互いを理解し、共生 するまちづくり (ユニバーサルデザイン のまちづくり)	1 障害者理解の促進	(1) 障害についての理解促進
	2 ユニバーサルデザインの推進	(1) 心のバリアフリーの推進 (2) 情報バリアフリー化の推進 (3) 環境のバリアフリーの推進
	3 人材の確保	(1) 人材の養成・確保
II ともに学び育つ	1 教育・療育の充実	(1) 早期発見・早期療育の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
III ともに自立し安心して 暮らす	1 疾病予防の充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 健康相談・指導体制の充実
	2 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域支援ネットワークの充実 (3) 地域移行地域定着支援の強化 (4) 高齢障害者が安心できる支援の実施 (5) 親の高齢化(親亡き後)を見据えた支援の実施 (6) 福祉サービスの充実 (7) 防災・防犯対策の推進
IV ともに働き楽しむ	1 一般就労・福祉的就労の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 文化活動などの促進 (3) 地域交流の促進

分野別施策の展開

■基本目標Ⅰ 互いを理解し、共生するまちづくり(ユニバーサルデザインのまちづくり)

施策分野1 障害者理解の促進

(1) 障害についての理解促進

<現状と課題>

平成28年4月、障害者差別解消法が施行され、行政機関だけでなく、民間事業者においても、障害を理由とした差別の解消と、合理的配慮の取り組みが求められるようになりました。

この取り組みを進めるためには、市民が障害について正しく理解することが必要であり、研修会や広報活動を実施することで、障害特性や配慮の方法についての理解を深める取り組みを進めています。

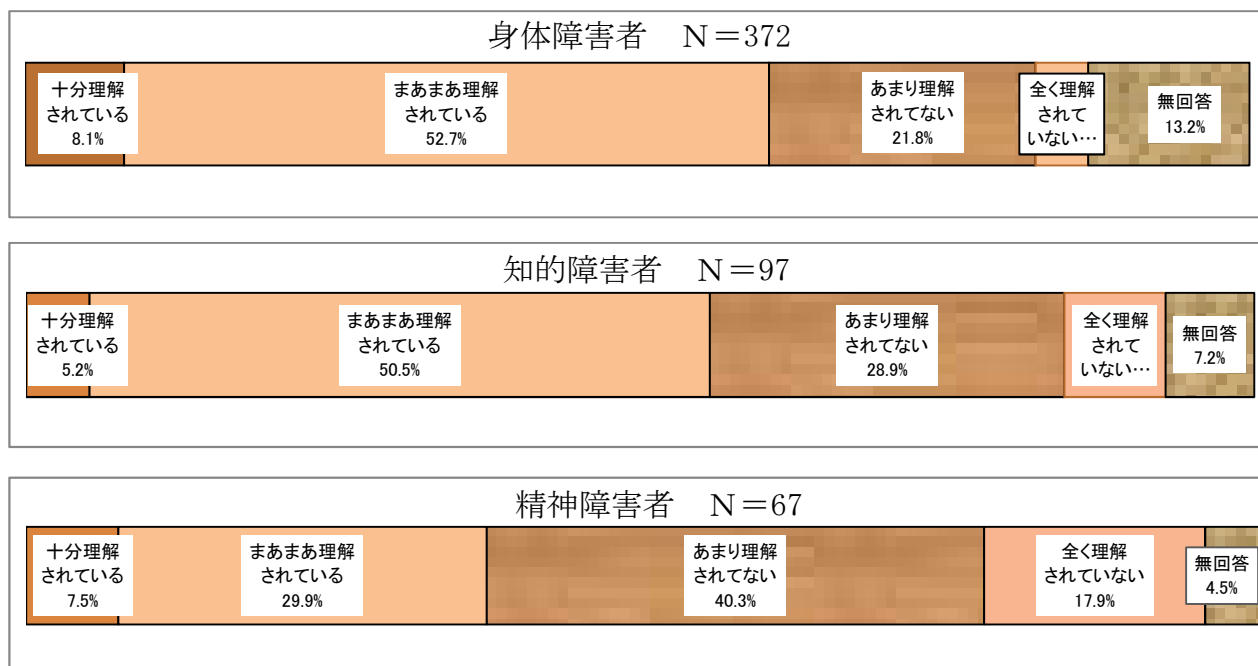
しかしながら、障害福祉アンケート調査では、「障害者に対する理解」について、「あまり理解されていない」・「全く理解されていない」と回答した人が、身体障害者は26.1%、知的障害者は37.1%、精神障害者においては58.2%となっています。

障害への理解を進めるためには、「何が差別なのか、配慮はどうしたらよいのか」など、具体的な事例を使って、市民への周知を更に強化することが必要です。

アンケートにおいては、理解を深めるためには「小中学校での福祉教育の充実」や「障害者自身が積極的に社会参加をする」ことが重要という意見がありました。

また、市民との意見交換会では、障害者自身も協力して理解を進めることが必要という意見があり、今後は障害者の皆様とともに、積極的な啓発活動を行います。

図12 障害者に対する理解 グラフのN数は、回答者数を表しています。



【障害についての理解促進の施策】

施策事項	施策内容
① 障害者と連携した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者団体や当事者、盲導犬等と連携し、各種イベント等においてキャンペーン活動を行い、障害に対する正しい理解や配慮の必要性について啓発します。 ■ 市の広報紙やホームページをはじめ、テレビや新聞など各種メディアを活用して配慮の取り組みを紹介するなど、障害についての理解促進に向け広報活動を展開します。
② 学校での理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所、幼稚園、小中学校、高等学校及び、高等教育機関での講演やふれあい活動を実施し、若い世代に対する障害者理解を推進します。 ■ 学校の教育活動を通して、障害者差別を含む様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の意識を高めるため、児童生徒、保護者および教職員を対象とした学習会や研修会を実施します。
③ 地域、民間事業者等への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 校区行事や自治会活動を活用し、地域における障害者理解やふれあい活動を促進します。 ■ 障害者週間や発達障害啓発週間、障害者の祭典等の交流行事等への参加を市民に呼びかけ、交流を促すことで、障害についての理解の促進を図ります。 ■ 企業や店舗等の民間事業者、市民活動団体等に対して障害についての理解を促進します。
④ 市職員への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市職員への手話研修を始め、市職員対応要領、情報バリアフリー化の手引きに基づき研修を実施し、障害者への理解を深めるとともに、障害及び障害者に対する知識を習得し、職員のスキルアップを図ります。
⑤ バリアフリー設備等への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点字ブロック上への駐停車の防止や、障害者用駐車場の適正利用を推進するなど、市民のバリアフリー設備への理解を促進します。

施策分野2 ユニバーサルデザインの推進

(1)心のバリアフリーの推進

<現状と課題>

障害者差別解消法で求められる取り組みを促進するには、障害に対する差別や偏見をなくし、障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認めあうことが大切です。

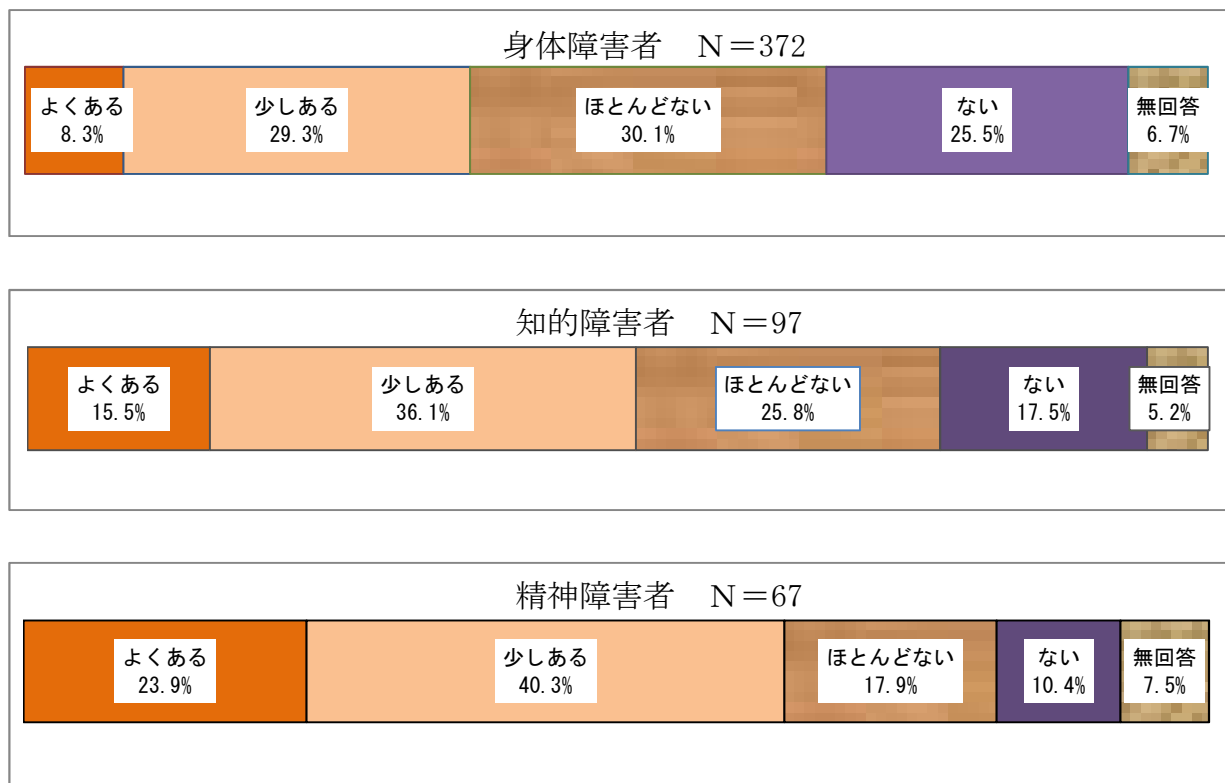
障害福祉アンケート調査では、障害があることで「差別や嫌な思いをしたことがよくある」又は「少しある」と回答した人が4割以上を占めています。また、職場や地域、学校などで障害についての理解が得られないことから、障害のある人が生活のしづらさを感じているという意見もあがっています。

市においては、市職員対応要領を作成し、市立学校においても教職員の対応要領を作成し、心のバリアフリーを推進するとともに、障害の特性に応じた適切な配慮の実施に努めているところです。

また、その取り組みを強化するとともに、地域、民間事業者における配慮を促進するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置して、心のバリアフリー、差別解消に向けた取組が重要となります。

また、平成28年12月に、宇部市は「共生社会ホストタウン」に認定されたことから、パラリンピアンとの交流などを通じ、障害への理解を促進し、アートとスポーツの両軸から心のバリアフリー化を推進していきます。

図13 差別や嫌な思い



【心のバリアフリーの推進の施策】

施策事項	施策内容
①共生社会ホストタウンの取り組み	■共生社会ホストタウン（2020年東京オリンピック・パラリンピック）の取り組みにより、心のバリアフリー化を推進します。
②行政サービスにおける配慮の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■市職員対応要領に基づき、市の事務や事業の実施に当たって、障害を理由とする差別のない、障害の特性に応じた適切な配慮の実施を行います。 ■窓口業務、会議、イベント、等各種業務において配慮を実施します。 ■選挙等において、投票時の支援や、広報等の配慮に努めます。
③学校における配慮の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■市立学校における対応要領に基づき、障害の有無によって分け隔てることなく、障害者やその家族と同じ目線で相手の立場に立って考え、配慮を実施します。 ■児童生徒、保護者および教職員に対して、学校の教育活動を通して、配慮の実施についての意識啓発を行います。
④地域、民間事業者における配慮の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■差別解消法により、民間事業者等求められる配慮等について周知を行い、配慮の必要性の働きかけを行います。 ■市や事業所、市民活動団体等が取り組んでいる、障害者への配慮の事例について情報発信することにより、地域や民間事業者等による配慮を促進します。
⑤障害者差別解消支援地域協議会の取り組み	■学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、事案の情報共有及び障害者差別解消推進のための取り組みに関する協議を行います。

(2) 情報バリアフリー化の推進

＜現状と課題＞

障害者差別解消法に求められる取り組みを促進するため、本市においては、平成29年4月に、障害のある人がそれぞれの障害の特性に応じた、コミュニケーション手段の選択と利用ができる環境を整備することを目的とした「宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例」を制定しました。

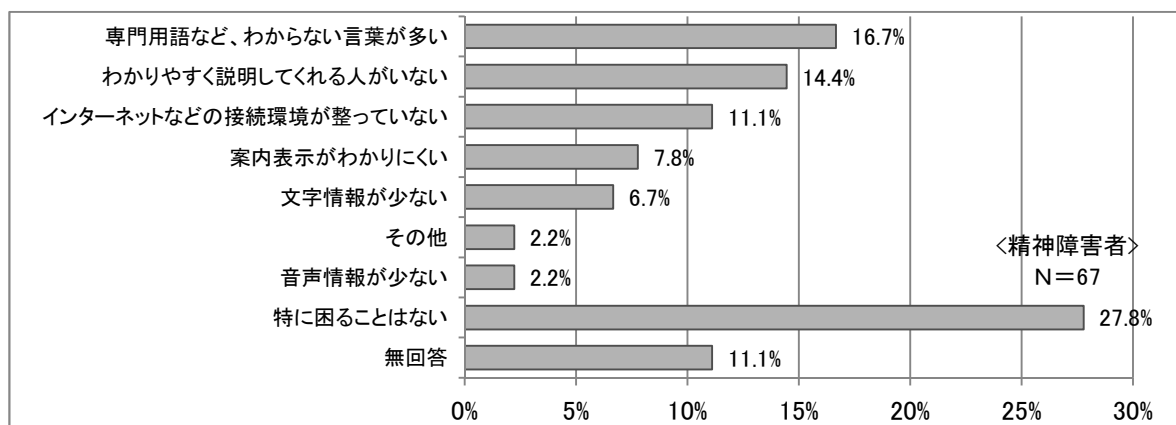
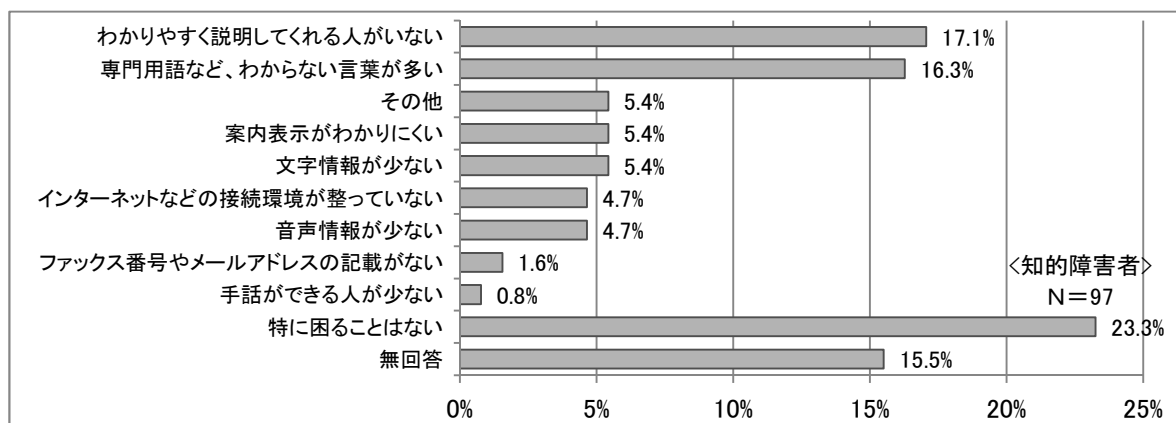
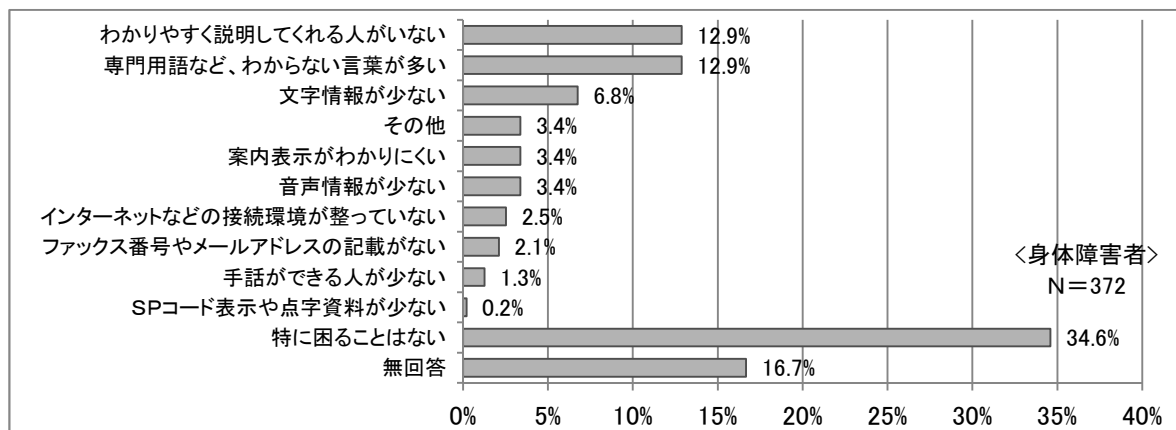
条例には、市が進める取り組み、店舗や職場などの事業者、市民の取り組みが定められており、行政だけでなく、市民全員がコミュニケーション支援を行うことで、障害者が安心して暮らせるまちを目指します。

障害福祉アンケート調査によると、情報を入力する際に困っていることとして、「専門用語など、わからない言葉が多い」や「わかりやすく説明してくれる人がいない」などが挙げられており、内容がわかりやすく誰もが理解できる情報発信が求められています。

市の業務におけるコミュニケーション支援としては、聴覚障害者に対して、講演会などに手話通訳者・要約筆記者を設置、視覚障害者に対しては、文書の点字訳や音訳、拡大文字や電子データによる送付、知的障害者等へはわかりやすい言葉でゆっくりと説明する、文書は簡単な文でルビを振るなど、障害の特性に応じた配慮をしています。

今後は、これらのコミュニケーション支援の取り組みを、行政機関だけでなく民間事業者にも広げていくこと、これに合わせて、手話や点字等のコミュニケーション支援を行う人材の養成を進めていくことが必要となります。

図 14 情報を入手する際に困っていること

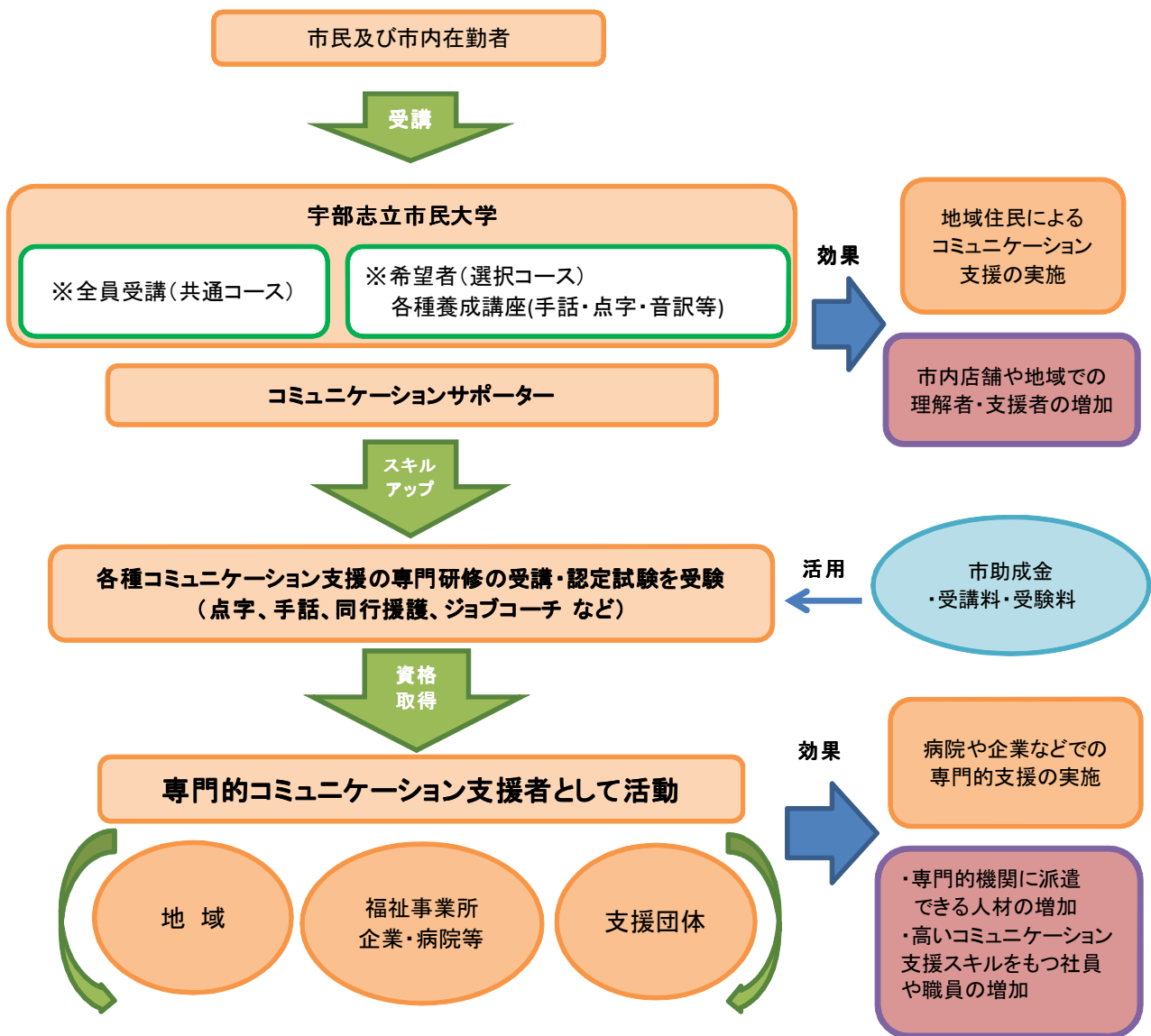


【情報バリアフリー化の推進の施策】

施策事項	施策内容
<p>①市の業務の情報バリアフリー化の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、障害者への情報保障に取り組むとともに、窓口業務、会議、イベント等においても、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。 ■視覚障害者への文書での情報提供については、本人の希望する手段の登録に従い、拡大文字や点字・音声コードの添付、メール（電子データ）による配慮を実施します。 ■言語障害、知的障害、精神障害、発達障害など、様々な障害に配慮し、わかりやすい表現、簡単な文章の利用、ルビの添付、ゆっくりと話すなど、個々の状況に応じた配慮を行います。 ■聴覚障害者に対するコミュニケーション手段を確保するため、講演会や会議においては、当事者の希望に沿い、手話通訳や要約筆記、ヒアリンググループの活用等を行います。 ■点字・点訳グループや音訳グループとの連携により、点字・音訳版「広報うべ」や「議会だより」などを作成し、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。 ■市役所窓口到手話通訳をはじめとする障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施する専門員を配置し、障害者が安心して申請手続きや相談ができる環境をつくります。 ■市職員への手話研修を実施し、手話技術の向上を図ります。
<p>②地域、民間事業者の情報バリアフリー化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■当事者が感じる情報バリアを民間事業者等に伝えることで、取り組みを促進します。 ■市が実施している、情報バリアフリーの取り組みを地域や民間事業者等へ発信し、情報バリアフリー化の必要性を周知します。 ■事業所や市民活動団体等が障害者とのコミュニケーションを円滑に行うために必要な費用を助成します。
<p>③コミュニケーション支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民が自分にできる支援を行うことで、障害者が地域で安心して暮らせるよう、コミュニケーションサポーターの養成を行います。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や同行援護等の支援者の養成講座の受講や資格取得にかかる費用を助成し、専門的支援人材の確保に努めます。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、専任の手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を継続します。 ■専門的な支援者を確保することで、支援者の活動と当事者への支援の拠点づくりを目指します。 ■ボランティア等の支援者の活動のための備品等を整備し、ボランティア活動しやすい環境を整備します。

④ICTを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実	■ I C Tを活用した情報提供や先進的なコミュニケーションツールを活用し、支援の充実を図ります。
------------------------------	---

コミュニケーション支援員の人材養成体制



(3) 環境のバリアフリーの推進

<現状と課題>

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備は不可欠です。

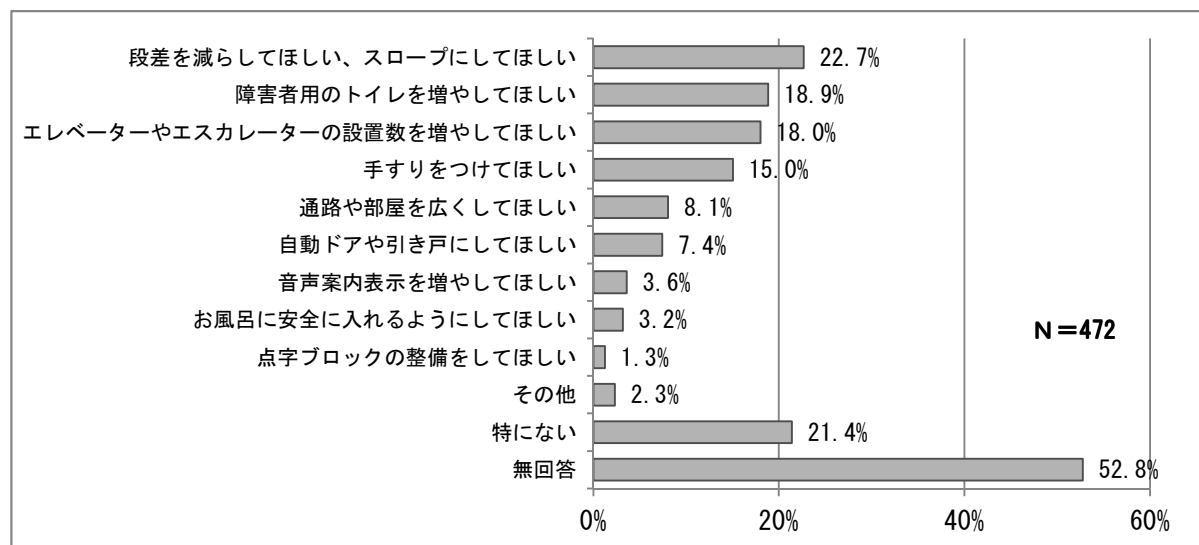
障害福祉アンケート調査では、バリアフリーの観点から、「公共の施設」で改良してほしい所として、「段差を減らしてほしい」と回答した人が最も多く、次に、「障害者用のトイレを増やしてほしい」や「エレベーターやエスカレーターの設置数を増やしてほしい」が続いています。

現在、公共施設については、多機能トイレや点字ブロックの設置など計画的にバリアフリー化を進めています。

民間施設については、「山口県福祉のまちづくり条例」の基準に合わせ、新規に建設及び改築される特定公共的構築物のバリアフリー化は徐々に進んできていますが、対象外の施設については、まだまだバリアフリー化が進んでいないのが現状です。

障害の有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、生活環境の整備を進める必要となっています。

図 15 「公共の施設」で改良してほしい所



【環境のバリアフリーの推進の施策】

施策事項	施策内容
①ユニバーサルデザインの推進	■障害の有無に関わらず、すべての人が安全で快適に暮らすことができるまちづくりのため、新しい技術を活用したユニバーサルデザインの環境整備に取り組みます。

<p>②市施設のバリアフリー化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■すべての市民が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づいた新庁舎の建設に取り組みます。 ■ふれあいセンター等への多目的トイレの設置を計画的に進めていきます。 ■エレベーターの設置など大規模改修については、新築や改修等にあわせて進めていきます。 ■点字ブロック、音声案内、赤色回転灯など障害の種別に応じて必要となる設備については、障害者関係団体などの関係者から意見を聴取し、整備を推進します。
<p>③民間施設のバリアフリー化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「山口県福祉のまちづくり条例」の基準に合わせ、新規に建設及び改築される特定公共的構築物のバリアフリー化の徹底を図るとともに、この条例の趣旨の周知を行い、公共性の高い民間建築物から重点的にバリアフリー化を啓発します。 ■店舗等の民間施設に対するバリアフリー化改修助成金制度により改修費用の一部を助成し、バリアフリー化の推進に取り組みます。
<p>④公共交通機関のバリアフリーの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者や高齢者が利用しやすいように、引き続き超低床バスなどの導入を促進します。 ■公共交通事業者等と連携し、バス停や駅舎等のバリアフリー化を推進します。 ■車いすの利用者をはじめ、高齢者、ベビーカー使用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。
<p>⑤道路環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■道路整備については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。 ■障害者の利用頻度の高い道路網に重点を置き、障害者関係機関や警察署と連携を図りながら、バリアフリー対応型信号機の設置を推進します。
<p>⑥住宅改修の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人が住み慣れた住宅で生活を維持できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付し、障害者の自立生活を支援します。
<p>⑦市営住宅のバリアフリー化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■市営住宅の建て替えにおいて、全室を車いすで移動できるバリアフリー、介護スペースに配慮した広い水回り、浴室・便所等の手すり設置等を行った障害者向け住戸を計画的に整備します。 ■地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。

施策分野3 人材の確保

(1) 人材の養成・確保

<現状と課題>

障害者の多様化するニーズに適切に対応し、障害者の生活を支援していくためには、高い専門性を持つ人材と量的な確保が求められます。

福祉事業所との意見交換会等においては、介護人材や相談支援専門員の不足が支援現場の課題として大きく挙げられました。

また、コミュニケーション支援現場等においては、ボランティアによる支援に頼っている状況であり、**医療機関や就労現場等において専門的に支援ができる人材の確保とともに、市民の多くが適切なコミュニケーションができるような人材養成もあわせて行う必要があります。**

【人材の養成・確保の施策】

施策事項	施策内容
①相談支援、サービスの 人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ハローワークと連携し、福祉・介護人材確保に向けた取り組みを強化します。 ■介護福祉士等の確保に向け、大学等の養成学校を卒業し、介護職員として本市のサービス事業所に就職する者に対して就職支援を行います。 ■市への移住定住施策と連携して、福祉・介護人材の確保に努めます。 ■相談支援専門員の確保に向け、市内外の事業者等に相談支援事業実施に向けた働きかけを実施します。 ■福祉サービスに従事する人材確保のため、「ちょこっと活動・就労・活躍」事業等の高齢者のいきがい就労事業と連携するなど、多様な人材が参入できる環境づくりに取り組みます。
②コミュニケーション支 援等の人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ■障害の特性に応じたコミュニケーション支援を推進するため、高い専門性をもつコミュニケーション支援者の養成をします。 ■病院をはじめとする医療機関で働く専門職等が、障害者の特性にあったコミュニケーション支援が実施できるよう、大学等の専門機関と連携した支援者養成を行います。 ■地域住民による支援を実施するため、市民のコミュニケーションサポーターの養成を行います。 ■宇部市スポーツコミッションと連携し、障がい者スポーツ指導員等の養成を支援します。

基本目標 I 互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）
 における主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	2017 年度 (平成 29 年度) 現状	2020 年度 (平成 32 年度) 目標値	目標値の設定
障害者団体や障害当事者と連携した障害者理解イベント等開催件数	8 件	11 件	年 1 件の増加を見込んで目標値を設定しています。
障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合	35%	65%	年 10%の増加を見込んで目標値を設定しています。
手話奉仕員登録者数	140 人	155 人	年 5 人の増加を見込んで目標値を設定しています。
超低床バス（低床バス含む）の導入数	53 台	56 台	年約 1 台の増加を見込んで目標値を設定しています。
公共施設と民間施設（※）のバリアフリー化工事件数 ※山口県福祉のまちづくり条例に基づき工事が施工されたもの	28 箇所	34 箇所	年 2 箇所の増加を見込んで目標値を設定しています。
バリアフリー施設のホームページ掲載件数（民間）	60 件	90 件	年 10 件の増加を見込んで目標値を設定しています。

※関連指標については、第 5 期宇部市障害福祉計画の計画期間の 2020 年度(平成 32 年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を 2020 年度(平成 32 年度)とします。

2021 年度(平成 33 年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、2020 年度(平成 32 年度)以降に策定する改定計画において設定します。

■基本目標Ⅱ ともに学び育つ

施策分野1 教育・療育の充実

(1) 早期発見・早期療育の充実

<現状と課題>

乳幼児から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大変重要な時期であり、乳幼児に対する健康診査による障害や疾病等の早期発見と、適切な方法による支援を実施することが重要です。

市では、障害の早期発見と障害児の早期療育に向け医療機関や療育・教育・保育等の関係機関と連携し発達相談・支援体制の整備に取り組んでいます。また、発達障害等相談センターを設置して、親子に寄り添いながら継続した支援を実施しているところです。

障害福祉アンケート調査によると、「障害の早期発見と早期支援のために必要なこと」として、「病院、療育施設、市など関係機関の連携」、「相談体制の充実」、「健診後のフォロー体制の充実」、の順となっています。また、「障害の診断・判定を受けた頃の家族（親）の気持ち」については、「障害や病気のことについて何もわからず、不安だった」、「これからどうしてよいかわからなかった」、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」の順となっています。

今後も、障害の早期発見に努めるとともに、適切な支援、療育に早期に繋がるよう、医療、保健、療育、保育、教育等連携体制の強化を図る必要があります。

図 16 障害の早期発見のために必要なこと

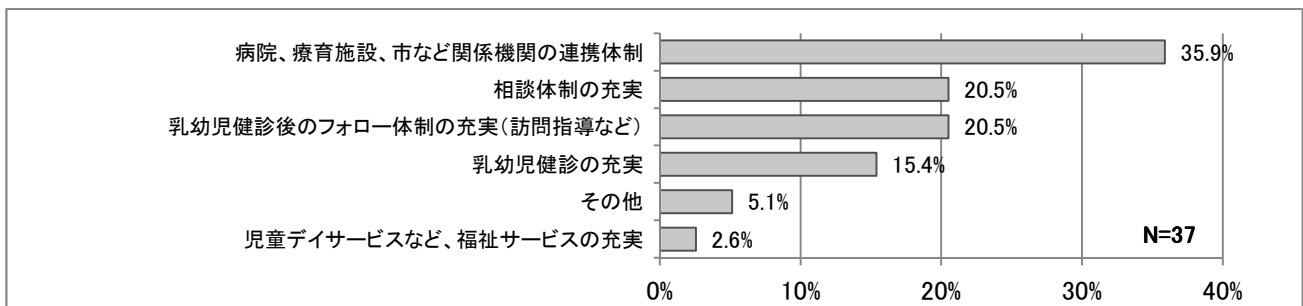
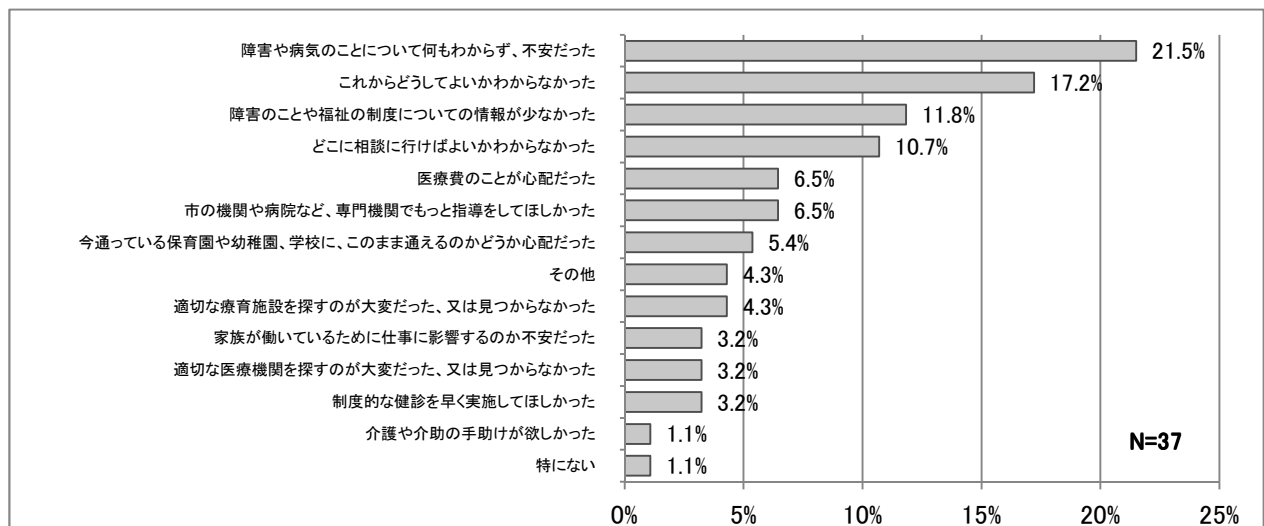


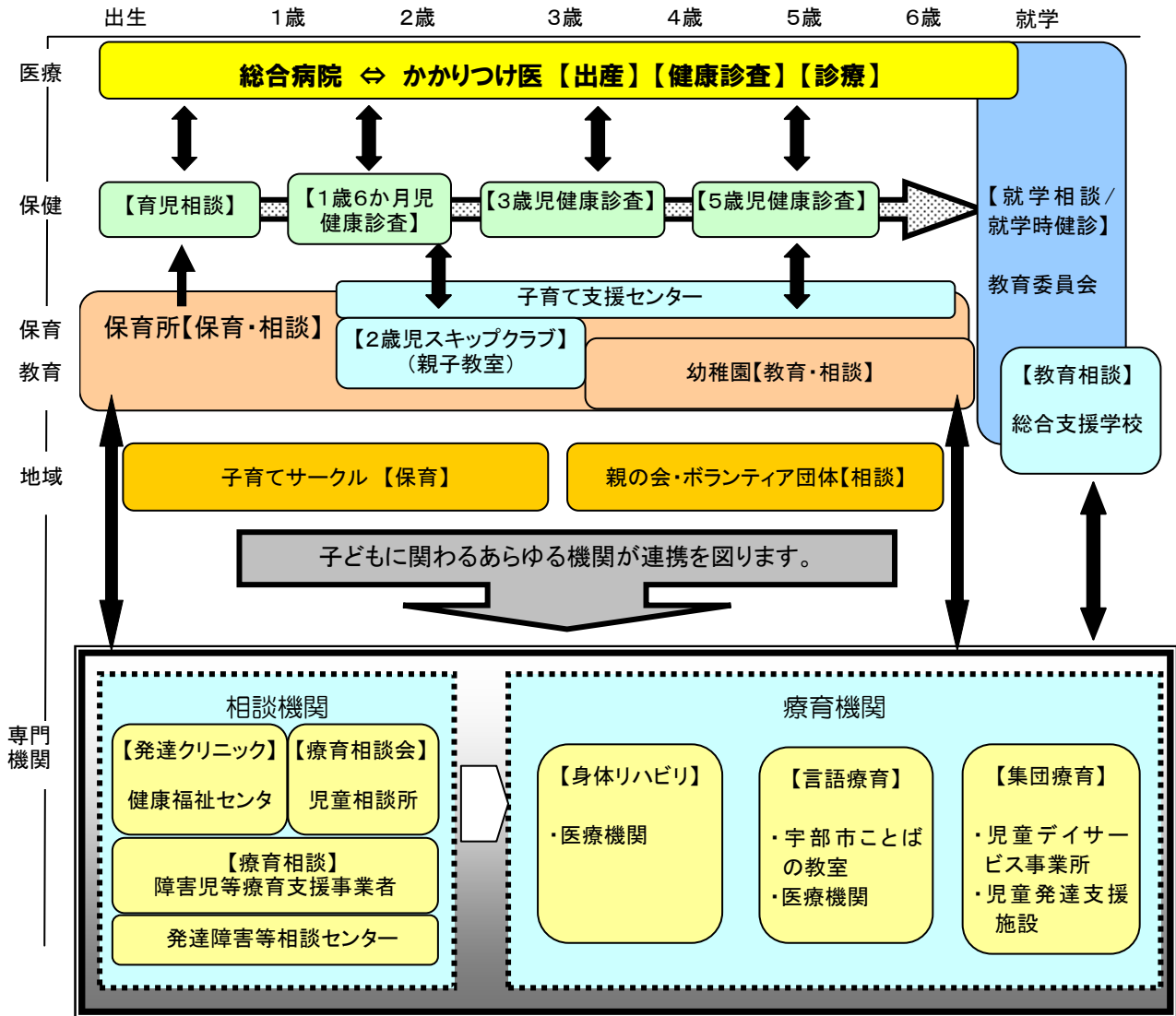
図 17 障害の判定を受けた頃の家族(親)の気持ち



【早期発見・早期療育の充実の施策】

施策事項	施策内容
①健康診査による早期発見と支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児に対する健康診査を実施し、未受診者に個別対応するなど受診率の向上を図るとともに、障害や疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながるよう努めます。 ■医療機関等との連携を図り、乳幼児の発達支援を推進するとともに、5歳児健康診査については、就学に向けて幼児の発達に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関と連携を図りながら取り組みます。
②療育ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■医療、保健、福祉、療育機関、発達障害等相談センター等、関係機関の連携強化を図り、適切な支援が受けられる環境の充実を図ります。 ■乳幼児の健康診査での発育・発達に関する相談を継続支援するとともに、発達クリニックや療育相談会などから適切に医療機関や療育機関等につないでいきます。 ■自閉症スペクトラムや学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害の早期発見に努めるとともに、保護者のニーズに応じた就学相談等を実施し、障害の状態に即した適切な就学支援を行います。
③発達相談と早期支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■発達障害等相談センターによる相談・支援体制の充実を図るとともに、臨床心理士等専門職による相談や、心理検査等の実施などを行い、療育機関をはじめ関係機関と連携した適切な支援の充実を図ります。 ■保護者に対して障害に対する正しい理解促進を図るため、発達に応じた対応方法・支援方法の助言や、保護者間の交流のほか安心した生活を送ることができるよう、関係機関や団体と連携して地域のネットワークを構築するなど、保護者サポートの充実を図ります。 ■幼児期から成人期までの継続した切れ目のない支援を実施するため、教育分野と福祉分野が連携した支援体制を構築します。 ■研修会等の実施や講師派遣、支援者への助言など支援者育成や、発達障害等に関する普及啓発を図ります。
④障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■特別な支援を要する幼児への支援の充実を図ることを目的として、市内保育所や幼稚園に対して、人材の配置にかかる支援を行います。 ■障害児等療育支援事業者と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図ります。 ■保育所等訪問支援事業により集団生活への適応など支援の実施を図ります。 ■保育士等への障害の理解の促進のため研修の充実を図ります。

乳幼児の相談と療育ネットワーク



〈平成 30 年 3 月現在〉

(2) 特別支援教育の充実

<現状と課題>

保育所、幼稚園、小中学校では、発達障害を含め障害のあるすべての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行わなければなりません。

市では、早期からの適切な支援につなげるために特別支援教育推進室が小中学校や保育所・幼稚園への巡回訪問や個別訪問を実施するとともに、個別の教育支援計画の作成・活用・周知を図るなど、体制強化に努めています。

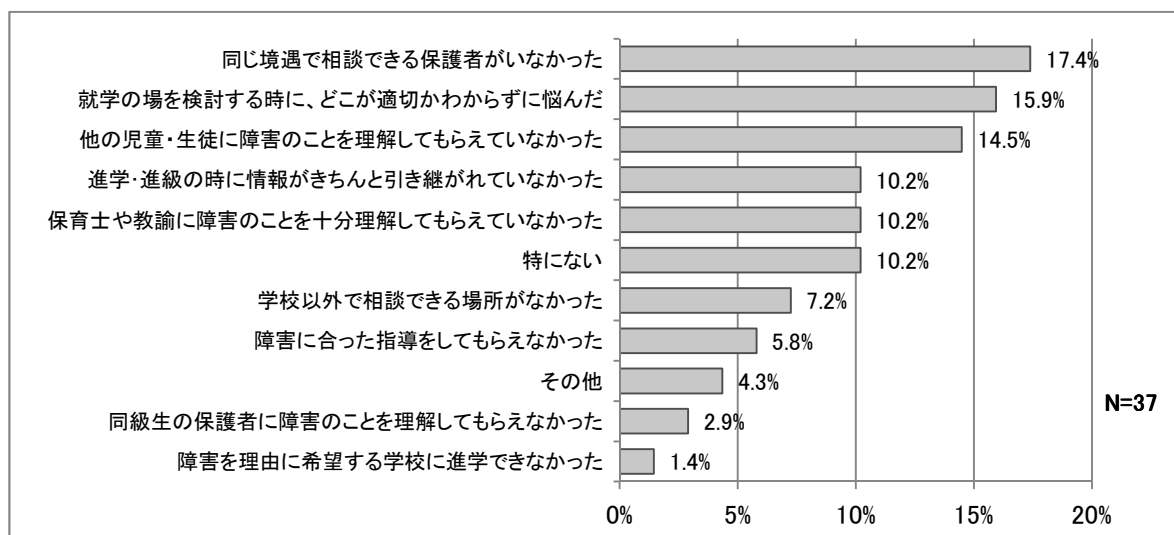
また、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の状況を把握し、関係機関との連携を図りながら、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばした教育を進めています。

障害福祉アンケート調査によると、「保育や教育を受ける中で今まで困ったこと」として、「同じ境遇で相談できる保護者がいなかった」、「就学の場を検討する時にどこが適切かわからずに悩んだ」、「他の児童・生徒に障害のことを理解してもらえなかった」の順となっています。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の状況を把握し、教職員の共通理解を図りながら、障害特性に配慮した教育を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加ができるよう、幼児期から一貫した教育体制の充実を図る必要があります。

また、教育的支援の充実のため、特別支援教育支援員やボランティア等の配置が必要となっています。さらに学校や地域における障害に対する理解を深めるため、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進する必要があります。

図 18 保育や教育を受ける中で、今まで困ったこと



【特別支援教育の充実の施策】

施策事項	施策内容
①特別支援教育の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ■小中学校等において個別の教育支援計画の作成・活用・周知を図り、個々の教育ニーズに応じた一貫した支援を推進するとともに、療育施設や福祉サービスと連携し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。 ■指導主事が保育所・幼稚園や小中学校を継続的に訪問し、指導や支援に対する指導助言等を行い、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育体制の充実を図ります。 ■小中学校に特別支援教育支援員や支援ボランティア等を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。
②通級による指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、個々の障害の状態に応じたより良い指導・支援が得られるよう、通級指導のニーズを把握しながら、よりきめ細かな指導の充実を図ります。
③交流及び共同学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害に対する理解の促進のため、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流及び共同学習を推進します。 ■特別支援学校の児童生徒が住所地にある小中学校への居住地校交流を推進します。
④体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援学級に在籍する児童生徒により広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、特別支援教育青い鳥基金を活用した社会体験を含めた体験学習を推進します。

(3) 就学・教育相談の充実

<現状と課題>

特別支援教育推進室が、発達や就学、進路などに関する相談を受け付け、ワンストップの総合相談窓口としての充実を図るとともに、就学相談会を実施するなど、適正な就学指導の充実に努めています。また、関係機関と連携した教育相談を推進し、支援の必要な親子のサポートを行っています。

今後も、教育、福祉等の関係機関が連携した就学相談や教育相談、事例検討会等を開催することで、情報の共有化、ネットワークの強化を図り、個別のニーズに応じた適切な支援体制を整えていきます。また、ひきこもりや発達障害等の相談支援機関と連携し、早期支援、専門的支援を実施します。

【就学・教育相談の充実の施策】

施策事項	施策内容
①就学相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会内に設けられたワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路、就職などあらゆる相談を受け付け、相談内容により障害福祉課等市の関係課や関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。 ■適正な就学指導を進めるために、相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の児童と保護者を対象とした就学相談会を実施します。 ■児童生徒やその保護者対象の進学学習会を実施し、意見交換や保護者間の交流ができる場をつくるなど、保護者間の交流促進を図ります。 ■保育所・幼稚園、学校、関係機関と連携した就学相談を継続的・計画的に実施し、関係機関との連携強化を図ります。
②教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校において、県の教育機関や医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら、教育相談を推進することで、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。 ■教育、福祉、医療、労働等のさまざまな関係機関が参加する事例検討会等の開催により、支援者間の顔の見える支援体制の強化を図ります。 ■ひきこもりや発達障害等に関する専門相談支援機関との連携強化を図るとともに、児童生徒とその家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉を繋ぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置や、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーによる支援の充実を図ります。

(4) 教育環境の整備

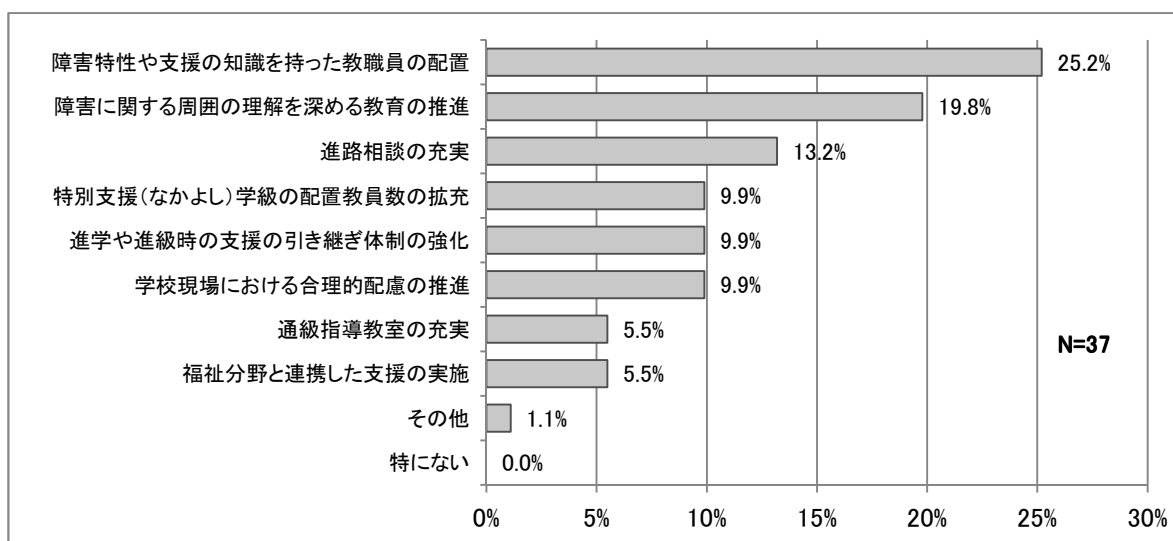
<現状と課題>

発達障害など、障害の多様化が進む中、保育施設や小中学校における通常の学級にも支援を必要とする幼児児童生徒が増えており、保育士、幼稚園教諭、小中学校教員に対する特別支援教育の知識普及に取り組んでいます。また、小中学校においては、一人ひとりの障害に応じた個別の教育支援計画の作成・活用や、学校施設や設備等の教育環境の整備を推進しています。

障害福祉アンケート調査によると、「障害児教育に関する要望」として、「障害特性や支援の知識を持った教職員の配置」、「障害に関する周囲の理解を深める教育の推進」、「進路相談の充実」の順となっています。

特別支援教育に関する研修を保育士や教職員等を実施し、障害に対する理解を深め、支援技術の向上に努めることが重要です。さらに、地域と学校をつなぐ役目をもつコミュニティスクール等を活用し、地域への特別支援教育に関する知識普及を推進する必要があります。また、障害の有無に関わらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの推進や、進路相談の充実、一人ひとりの障害に応じた学校施設や設備等の教育環境を整備していく必要があります。

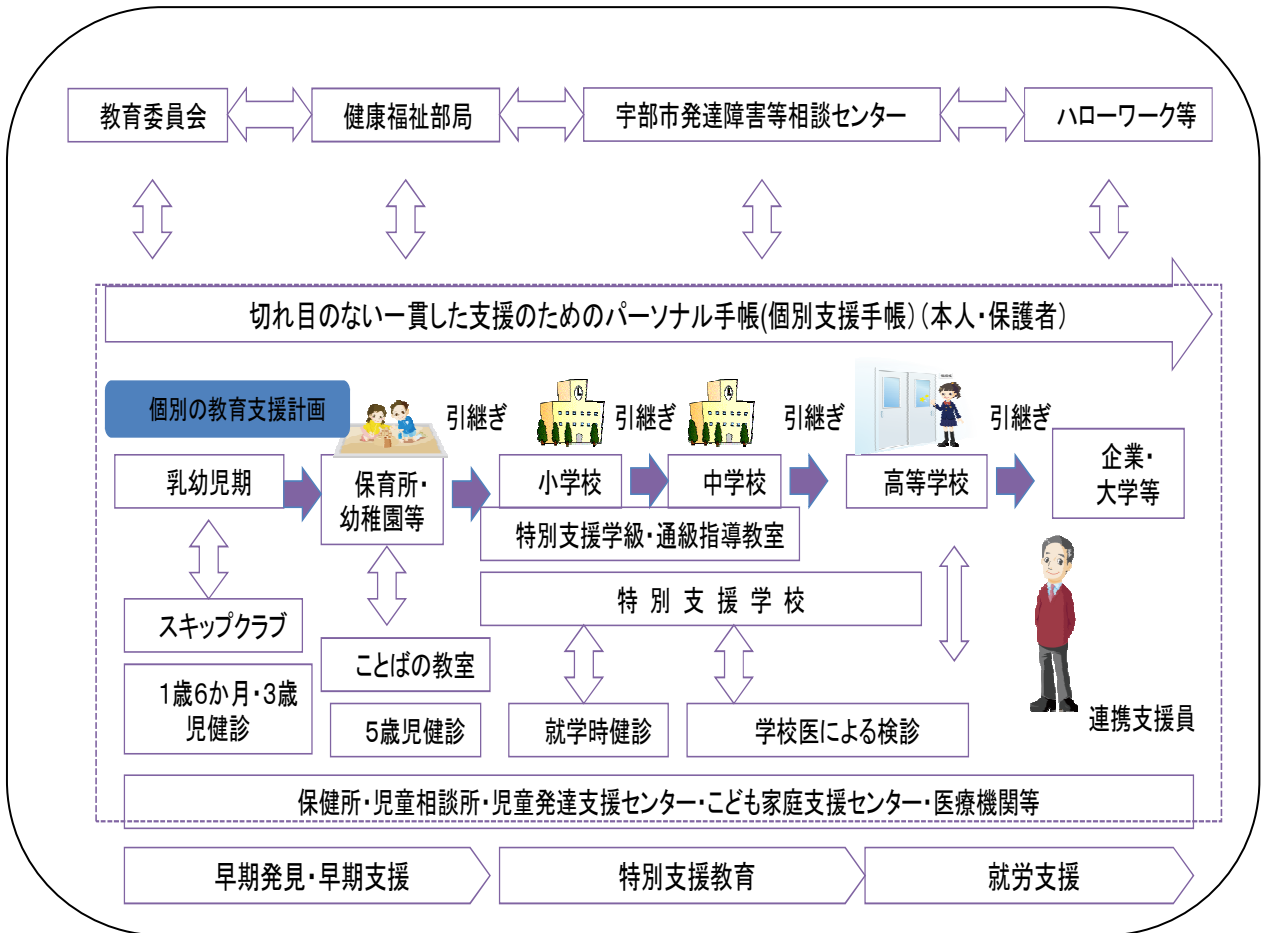
図 19 障害児教育に関する要望



【教育環境の整備の施策】

施策事項	施策内容
①インクルーシブ教育システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のあるなしに関わらずできるだけ同じ場所で共に学ぶことを目指し、個々の障害の状況に応じた、一人ひとりを大切にする教育を推進するため、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の作成・活用やスムーズな引継ぎを推進するとともに、保育・教育・保健・医療・福祉・労働部局等の関係機関が連携し、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。 ■就学前から卒業後にわたり切れ目ない一貫した支援が行われるよう関係機関との情報の共有化を図るため「パーソナル手帳」の改定を行うとともに周知、活用を促進します。 ■発達障害等のある幼児児童生徒の生活支援のため発達障害サポートブックを作成し、活用を図ります。
②教職員などの資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員等に対し、ロールプレイなど、保護者との面談のためのスキル獲得に努めた研修等、研修内容を充実するとともに、教職員・特別支援教育支援員・保育士等への発達障害を含めた障害に対する理解促進や支援技術の向上を図ります。 ■発達障害児等支援者サポート事業等により、発達障害のある幼児児童生徒への支援に対する評価や助言を行い、保育所、幼稚園及び小中学校の支援体制の充実を図ります。 ■特別支援教育研修会や支援ボランティア養成講座を開催し、特別支援教育支援員等のサポート教員や支援ボランティアの資質向上を図ります。 ■進学時や進級時の幼児児童生徒の支援の引継ぎに対する評価や助言を行い、支援体制の強化を図ります。 ■児童生徒やその保護者対象の進学学習会や、小中学校および教育委員会等で個別での進路相談に応じるなど、進路相談の充実を図ります。
③地域における特別支援教育の知識普及	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティスクール等を活用し、地域における特別支援教育に関する知識普及を図ります。
④学校の設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活を安心安全に送ることができるよう、児童生徒の障害の状況に応じた支援機器や施設設備等の整備を推進します。
⑤学童保育クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■学童保育クラブなど、障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、関係機関との連携を図るとともに、受け入れに際して障害特性等に配慮を行うために必要な施設や設備を整備するなど、内容の充実を図ります。 ■障害児受入強化を図ることを目的として、学童保育クラブに対して、人材の配置にかかる支援を行います。 ■障害児の受け入れの推進に向けて、学童保育指導員の研修に、発達障害に関する研修を取り入れるなど、専門的知識や技術等の習得を図ります。

特別な支援を必要とする子どもへの切れ目のない支援体制



基本目標Ⅱとともに学び育つにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	2017 年度 (平成 29 年度) 現状	2020 年度 (平成 32 年度) 目標値	目標値の設定
乳幼児健康診査の受診率	95.7% (～H29.9 現在)	100%	乳幼児全員が健康診査を受診することを目標とします。
個別の教育支援計画の作成人数	462 人	490 人	年 10 人の増加を見込んで目標値を設定しています。
通級指導教室での指導内容の満足度	90%	100%	すべての通級指導対象者が満足することを目標とします。
教育現場における障害者理解促進研修数	22 件	28 件	年 2 校の増加を見込んで目標値を設定しています。
特別支援教育支援ボランティア活動者数	33 人	42 人	年 3 人の増加を見込んで、目標値を設定しています。
小中学校施設のバリアフリー化実施箇所数	6 箇所	53 箇所	全体箇所数 70 箇所を 2021 年度（平成 33 年度）に達成するための 2020 年度（平成 32 年度）時点での目標値です。
宇部市放課後児童支援員研修会(うち障害児対応研修)の受講者数(累計)	146 人 (見込み)	260 人	年 40 人の増加を見込んで目標値を設定しています。

※関連指標については、第 5 期宇部市障害福祉計画の計画期間の 2020 年度(平成 32 年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を 2020 年度(平成 32 年度)とします。

2021 年度(平成 33 年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、2020 年度(平成 32 年度)以降に策定する改定計画において設定します。

■基本目標Ⅲ ともに自立し安心して暮らす

施策分野1 疾病予防の充実

(1) 疾病の予防・早期治療の充実

<現状と課題>

宇部市の障害種別ごとの障害者の人数をみると、身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由と視覚障害のある人の人数が、この約5年で大幅に減少しています。

高齢化にもかかわらず減少しているのは、病気の早期発見、早期治療により、病気の重症化を防ぎ、障害者になる人が減っていることも一つの要因であると考えられます。

障害の原因となる疾病を予防するためには、健康診査の実施や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくりが必要となります。

更に、障害の予防や重症化の防止のためには、障害を除去または軽減するための医療費に対する助成、児童が将来の生活の能力を得るための医療費の助成なども重要です。

【疾病の予防・早期治療の充実の施策】

施策事項	施策内容
①健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">■市民の健康づくりを推進するため、様々な健康づくりの情報等を提供する「まちかど健康情報ステーション」を設置します。■はつらつポイント制度の活用により、健康づくり活動や介護予防事業への参加、がん検診などの受診などの活動を促進します。
②生活習慣病など予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■障害の原因となる生活習慣病の予防及び早期発見のための特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、受診率の向上を図ります。■特定健康診査のレセプトデータを活用した保健事業（データヘルス）を実施することにより、生活習慣病の重症化の予防を図ります。■がん検診の実施と受診率向上を図ります。
③医療費助成制度の運営	<ul style="list-style-type: none">■障害者の更生に必要な医療費に対する助成を行い、障害を除去または軽減することによって、日常生活を容易にするとともに、職業の能力を増進します。■身体に障害のある児童や医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が将来の生活の能力を得ることを目的として、医療費に対する助成を行います。

(2) 健康相談・指導体制の充実

<現状と課題>

平成 26 年度から、市民センター等に地域保健福祉チームが配置され、保健師が地域の健康指導や相談支援を行っています。

また、平成 29 年度から設置したまちなか保健室においては、今後、高齢や介護予防だけでなく、障害者を含めた全世代の健康相談を実施します。

障害者やその家族が抱える健康上の問題等を身近な地域で気軽に相談できる、健康相談と健康指導体制の充実が必要です。

【健康相談・指導体制の充実の施策】

施策事項	施策内容
①地域における相談・健康指導の充実	<ul style="list-style-type: none">■障害者及びその家族に対して、個々に応じた生活支援のための保健師などが相談・指導を行います。■地域保健福祉チームの保健師などにより、地域住民に対するきめ細やかな情報提供と相談、指導を行う校区支援活動を実施します。■保健福祉専門職による健康・介護相談窓口「まちなか保健室」を設置し、障害者を含む全世代の相談に対応します。■障害者等の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に努めます。

施策分野2 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

<現状と課題>

地域生活においては、障害者、高齢者、子ども、生活困窮など複合的な課題を抱えている事例も少なくありません。

市では、家庭の複合的な課題を受け止め、適切な支援機関につなぐ、福祉総合相談センターを開設しました。

また、専門的な相談支援窓口として、ひきこもり相談支援、発達障害等相談支援事業を開始し、家族や本人に寄り添った継続的な支援を実施しているところです。

一方、市民との意見交換会においては、市の福祉の相談窓口はたくさんあるが、どこに相談に行ってもよいかわからないという意見もあります。

今後は、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターや圏域相談支援事業所を地域福祉総合相談センターとして機能強化するとともに、個々の相談が専門的支援に適切につながるよう連携体制を構築する必要があります。

また、現在、障害福祉サービス受給者には、相談支援専門員がついており、モニタリングの実施等により、障害者本人の状況に応じたサービスが適正に提供されているかの確認が行われています。

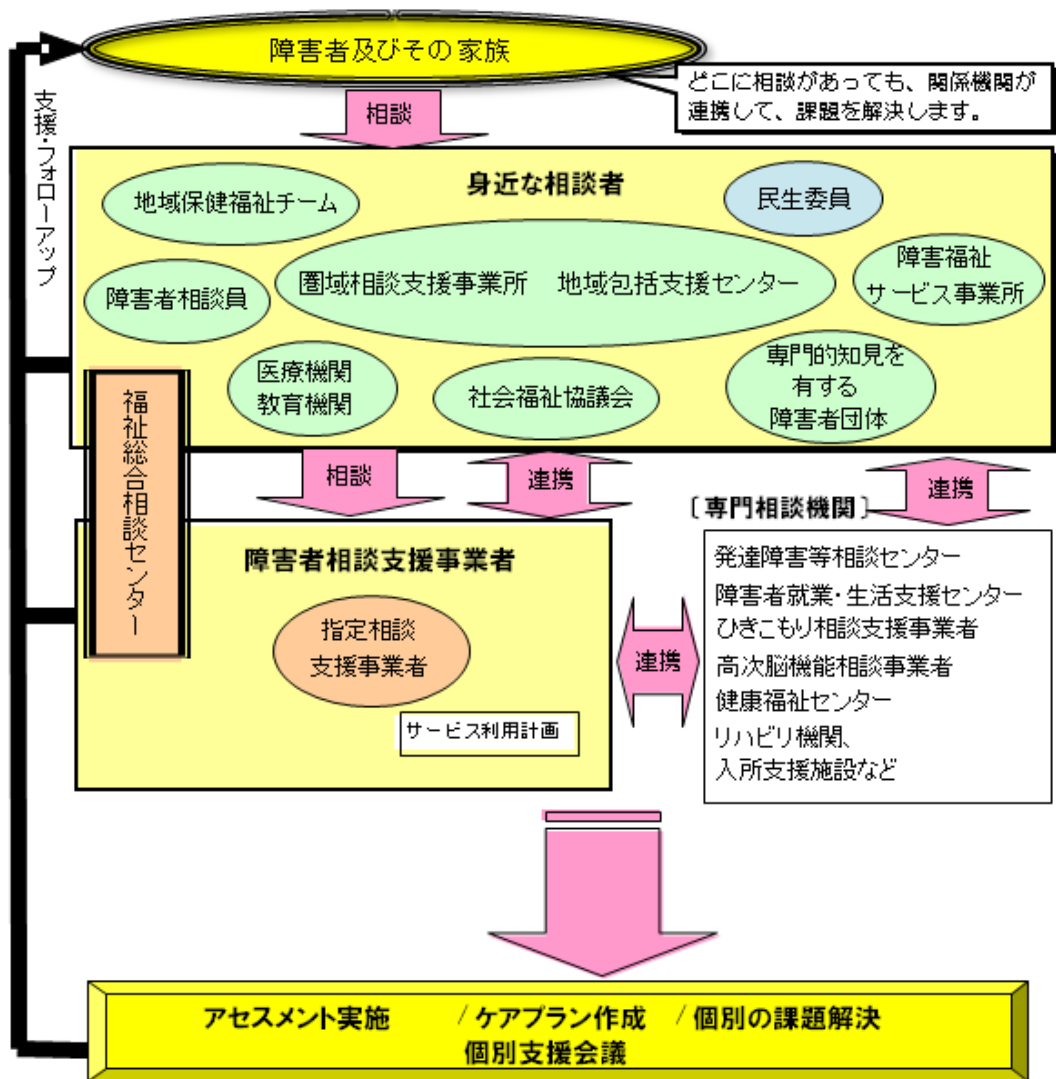
障害者の生活の課題や将来を見据えた適切なサービスを提供するためには、サービス等利用計画の内容の充実を図るとともに、専門的相談支援との連携を強化する必要があります。

【相談支援体制の充実の施策】

施策事項	施策内容
①総合相談支援の実施 (複合的な課題の相談窓口の拡充)	<ul style="list-style-type: none">■本庁舎内の福祉総合相談センターにおいて、高齢者や障害者が家庭や地域で生活する中で起こる複合的な課題の相談に応じます。■身近な相談窓口である、地域包括支援センターや圏域相談支援事業所を地域福祉総合相談センターとし、機能強化を図ります。■障害者の身近な相談窓口であり、当事者と家族の複合的な課題に対応している障害者相談員について、市や地域包括支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。
②専門的相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none">■3障害(身体、知的、精神)の高い専門性をもつ圏域相談支援事業所により、障害の状況に応じた適切な障害福祉サービスの利用に繋げるとともに、高齢者、障害者等の総合相談を実施します。■高い専門性を持つNPO法人に委託して実施しているひきこもり相談支援について、本人の自立に向けた取り組みを更に強化するとともに、中学、高校等の教育機関と連携して、早い段階からの支援を実施します。■市内大学に委託して実施している発達障害等相談支援について、幼児期から成人期におけるライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、教育分野と福祉分野が連携した支援体制を構築します。

- ③計画相談支援の充実
- 計画相談支援に従事する相談支援専門員の確保を行います。
 - 計画相談支援事業所と、就労、介護等のサービス提供事業所との連携を強化し、障害者本人の状況を把握することで、最適なサービス等利用計画の作成を図ります。
 - 生活困窮、ひきこもり、発達障害、就労など、専門的相談支援機関と連携した計画相談支援体制を構築します。
 - 事例検討を取り入れた研修会を実施し、当事者の課題解決に向けた適切な支援計画の作成と、モニタリングの充実を図ります。

宇部市の相談支援体制



(2) 地域支援ネットワークの充実（共生型地域包括ケアシステムの構築）

<現状と課題>

障害者が地域において安心して生活を送るため、保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者の連携を深めることが不可欠です。

また、「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター等連絡会議」により支援現場の課題を共有し、解決に向けた協議や検討を行うことで、ネットワークを強化しています。

市では、平成 26 年から身近な地域の相談支援窓口として市民センター等に保健師等の専門職を配置しており、地域の「気になる」を支援につなげています。

また、地域住民が地域の課題を共有して解決策を話し合う「地域支え合い会議」の開催も進んでいますが、障害者については個人情報上の壁から、地域住民の情報不足や理解不足により、支え合いが進んでいないのが現状です。

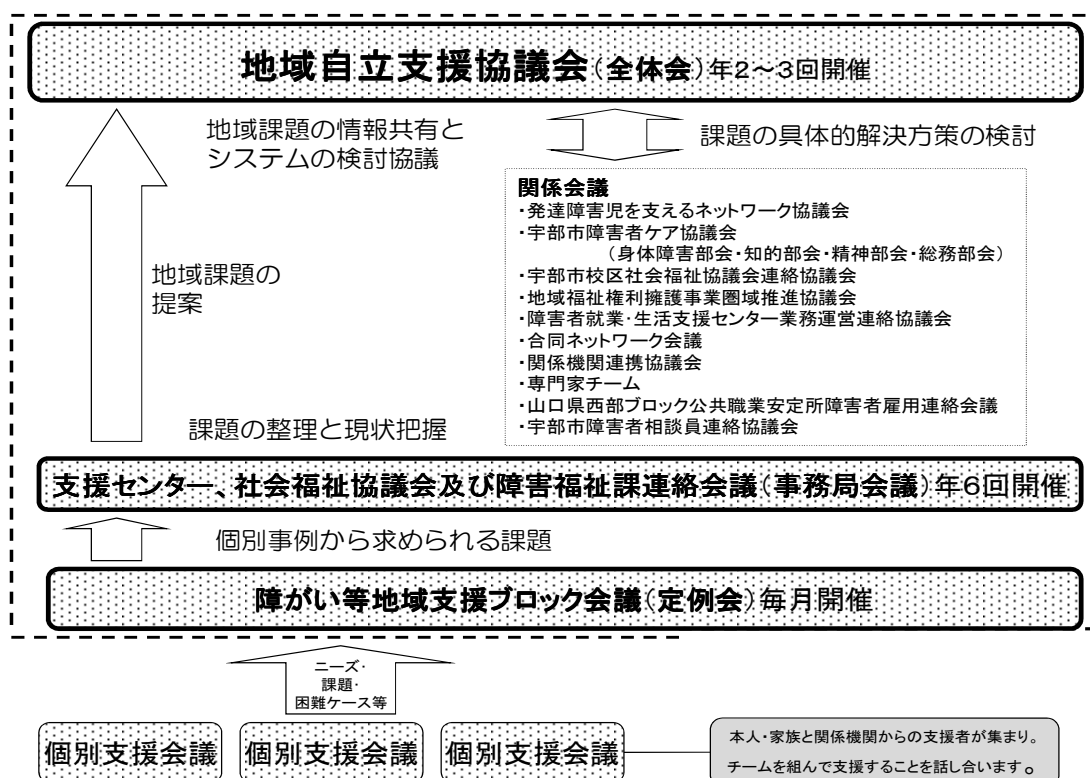
障害のある人もない人も地域で安心して生活を送るためには、支援者ネットワークに地域住民を含めることで、障害者の地域生活を支援していく必要があります。

更に、今後は、共生型地域包括ケアシステムの考え方を基盤に、社会福祉法人等の地域資源との連携を更に強化し、子どもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、地域で支えあう体制づくりを進めます。

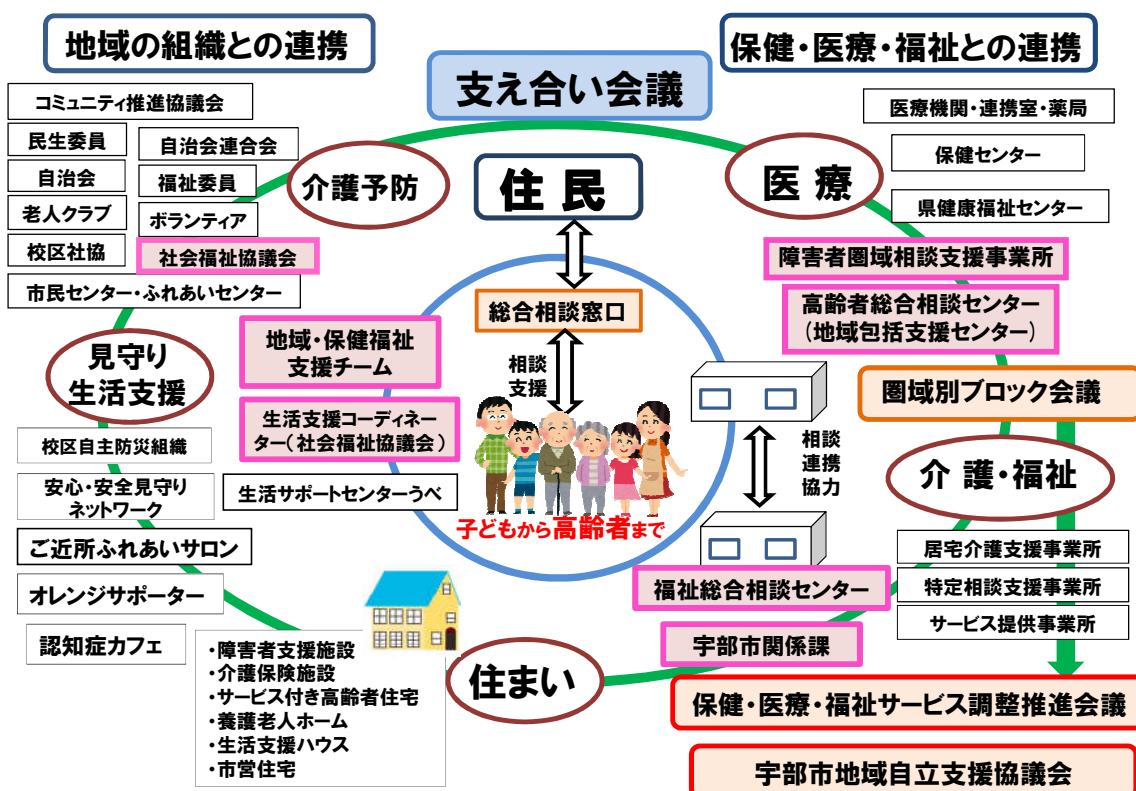
【地域ネットワークの充実の施策】

施策事項	施策内容
①支援者ネットワークの強化	■障害者ひとりひとりの課題にきめ細かく対応するために、当事者、家族、医療機関、障害者相談支援事業者、障害福祉サービス事業所、学校、地域、行政などによる個別支援会議を開催し、支援体制を強化します。
②支援にかかる課題解決システムの強化	■保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者からなる、障がい等地域支援ブロック会議で支援現場の課題を抽出し、「支援センター等連絡会議」、「地域自立支援協議会」などで課題の解決に向けた協議や検討を行うことで、充実したサービスの提供に努めます。
③支え合いの地域福祉の推進 (共生型地域包括ケアシステム)	■地域住民が地域課題を共有して解決策を話し合う支え合い会議を、地域包括支援センター等の支援により実施し、子どもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、地域で支えあう体制づくりを進めます。(支え合い包括ケアシステムの推進) ■住民ひとりひとりが支援者となれるよう、地域住民に対して、障害者理解を促進します。
④社会福祉法人等の地域資源の活用	■社会福祉法人等の地域資源との連携を強化し、障害のあるなしにかかわらず地域で支えあう体制づくりを進めます。

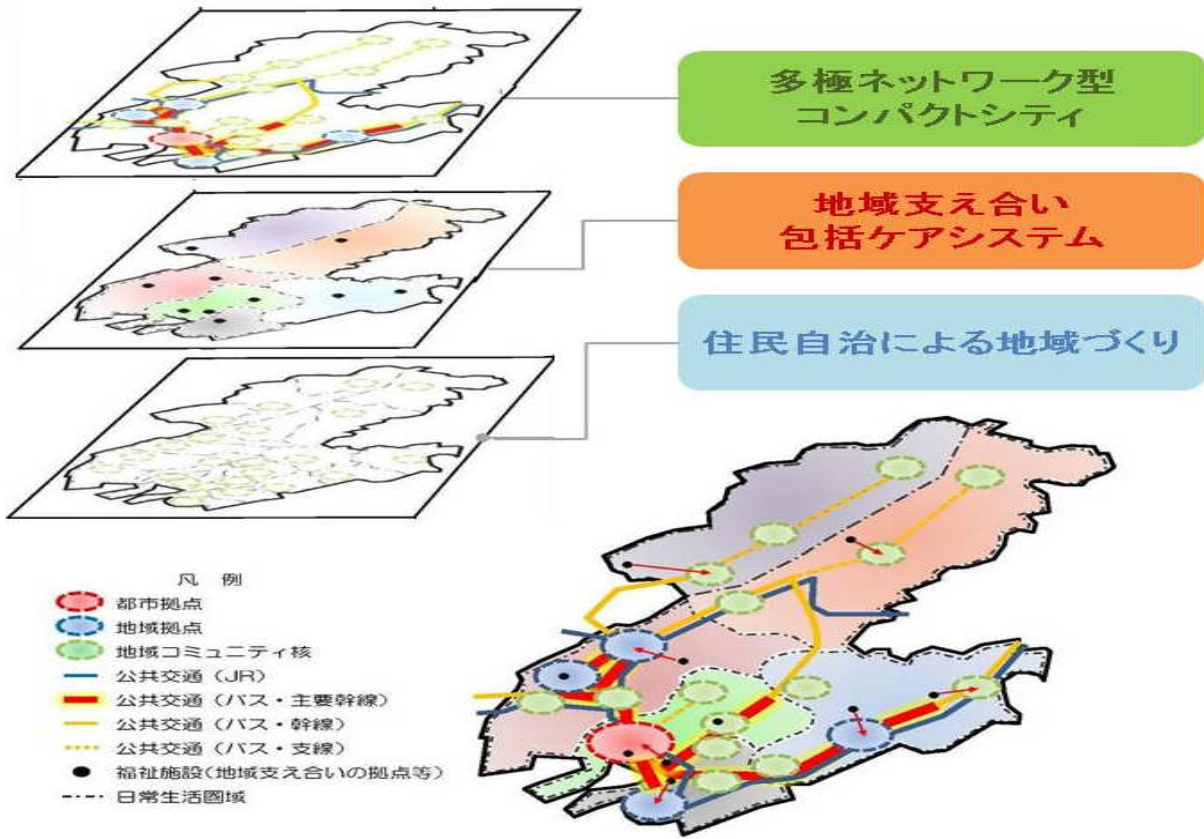
課題解決システム



宇部市の目指す地域支え合い包括ケアシステム



コンパクトシティ×共生型包括ケアシステム



(3) 地域移行地域定着支援の強化

<現状と課題>

施設に入所または、精神科病院等に入院している障害者が、希望する場所で地域の一人として暮らすことができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援しています。

市内には、精神科病院、かかりつけ医などが充実し、病院においても地域連携室により退院後に地域の支援につなげる取り組みが進んでおり、地域においては、一般相談支援事業所を中心に、関係機関が連携しながら、地域移行と定着の支援を実施しています。

しかしながら、アパートに入居する際の保証人が確保できない等の理由で、住まいの確保が困難な現状があることから、居住サポート制度の構築も急務となっています。

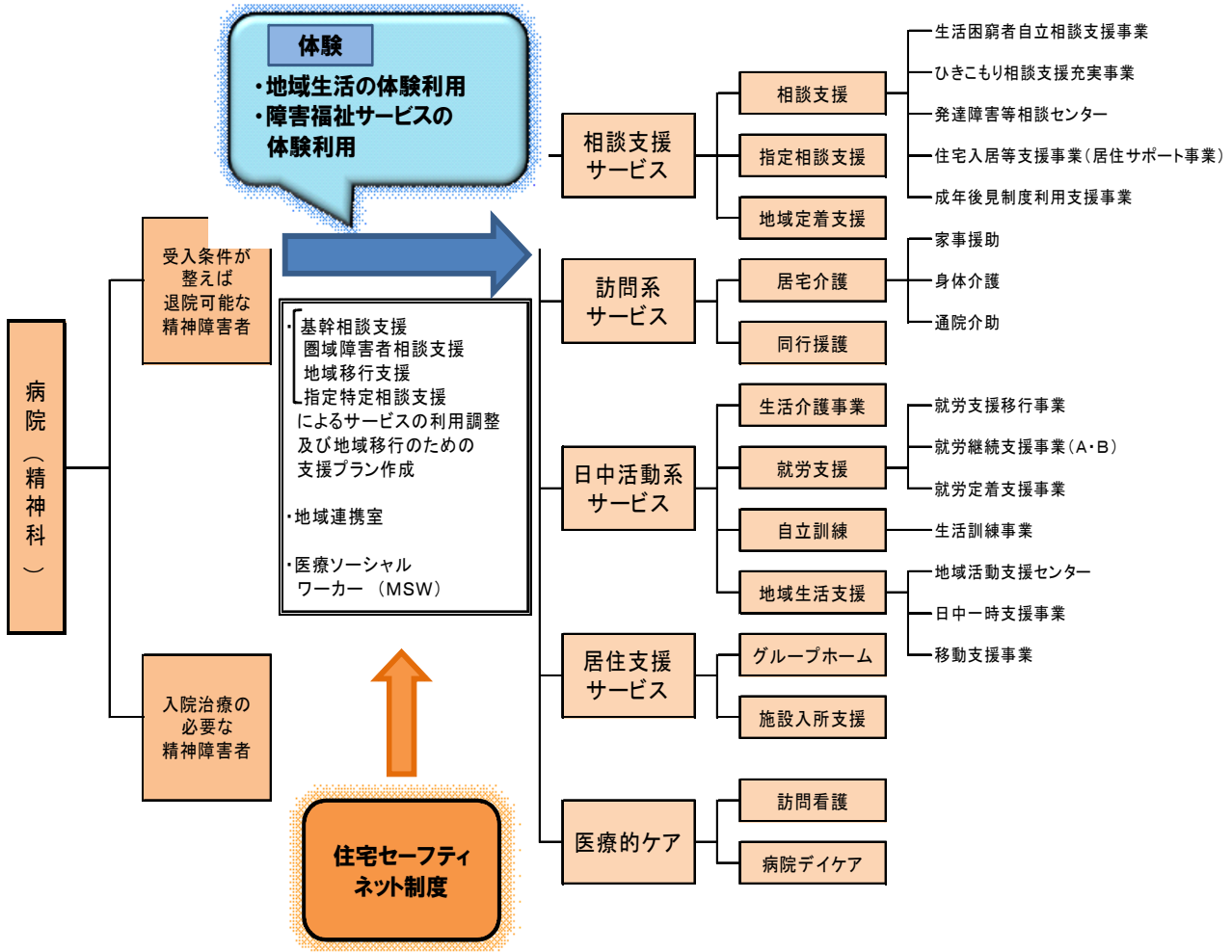
障害のある人の地域への移行と定着を促進するためには、病院や行政、障害者相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域の支援者等の連携を強化するとともに、地域住民への障害者についての理解を促進することが重要となります。

特に、病院から地域生活に移行する精神障害者について、地域住民と支援者の連携を強化し、支援者間のネットワークの強化をはかる、地域包括ケアシステムの構築を行うことが課題となります。

【地域移行地域定着支援の強化の施策】

施策事項	施策内容
① 地域移行地域定着支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者が病院や入所施設等から地域生活へ移行し、安心して生活ができるように、障害福祉相談支援事業所により、住居の確保や福祉サービスの受給等の相談支援、地域定着に向けた緊急時等の相談支援を実施します。 ■ 地域生活を支援するためのサービスとして、一定期間、定期的に障害者の居宅を訪問し、生活の状況を確認して必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うなどの支援を実施します。
② 居住サポートの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅セーフティネット制度を活用し、障害者の住まいの安定確保を推進します。 ■ アパートの家主等と障害福祉相談支援事業所や医療機関等の支援者の連携を強化することで、きめ細かな支援の実施に努めます。 ■ 地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用を促進します。
③ 地域の障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の障害に対する理解を促進することで、障害者が暮らしやすい地域づくりを促進します。
④ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神科医療機関、保健所、市、障害福祉事業所（相談支援、サービス事業所）等、精神障害者の地域移行に関わる保健・医療・福祉の一体的取り組みをすすめます。 ■ 「地域と専門職」の連携体制の強化、本人の状況を踏まえた支援方法と支援のキーパーソンの見える化を行うことで、地域見守りと支えあいを実施します。 ■ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、課題解決のための協議の場を設置します。

病院(精神科)からの地域生活移行の支援体制



(4) 高齢障害者が安心できる支援の実施

<現状と課題>

市では、介護保険サービスへ移行する年齢である 65 歳に到達する前に、本人や相談支援事業所、サービス事業所と市が協議を行ない、障害の特性や程度に応じて、障害福祉の固有サービスの適用等を行うことにより、介護保険サービスへの移行を進めているところです。

移行は、障害者総合支援法の相談支援専門員と介護保険法の介護支援専門員が情報交換しながら進めていますが、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、介護保険制度により利用者負担が新たに生じたり、介護保険事業所において障害特性に応じた適切な配慮をうけることができない、などの課題があります。

介護保険サービスに移行しても、サービスの質と量が維持されるために、障害者総合支援法の相談支援専門員と介護保険法の介護支援専門員が相互の制度を理解することが必要です。

また、障害者が高齢となっても安心して自分らしい生活が送れるよう、医療ケアを含めた支援体制の整備、介護サービス事業所等への障害者理解の促進なども必要です。

今後、国の制度の動きを注視し、障害福祉と介護保険が連携した支援体制の構築を図ることが求められています。

【高齢障害者が安心できる支援の実施の施策】

施策事項	施策内容
①介護保険事業と障害福祉事業の連携強化	■障害と介護の相談支援機関とサービス事業所等の連携強化を図るとともに、制度緩和等の国の動きを見据えながら、障害者総合支援法と介護保険法による支援の一体的な取り組みを促進します。
②スムーズな移行と適切な障害福祉サービスの提供	■65歳になっても、支援が途切れずにサービスの質と量が維持できるよう、障害の程度や特性に配慮して、適切な障害福祉サービスの支給決定を行います。 ■一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。
③介護保険事業所への障害者理解の促進	■介護保険事業所等の職員に対して、障害特性と支援方法についての理解促進を図ります。
④高齢障害者への医療ケア体制の充実	■高齢障害者が在宅でも施設でも適切な医療ケアを受けることができるよう、支援現場の課題を捉えて支援体制の充実を図ります。

(5) 親の高齢化(親亡き後)を見据えた支援の実施

<現状と課題>

親の支援を中心に生活を維持している障害者においては、親の高齢化や親亡き後に必要となるサービス受給に向けての第1歩が踏み出せないままの家庭が多くあります。

これらの課題に対しては、早いうちから準備を行うことが必要であり、将来必要となる支援を見据え、サービス等利用計画作成に向けて支援することが重要になります。

また、支援につながっていない家族を、早いうちから適切な支援につなげる、また、親の高齢化、親亡き後に地域での生活を続けるには、地域住民による見守りや支援のネットワークも重要となります。

権利擁護事業、成年後見制度については、十分に周知されていない状況があることから、制度の周知を図り、支援機関に円滑につなぐ仕組みづくりを行う必要があります。

親亡き後も障害者が地域で安心して暮らすため、本人の将来や課題を見据えた相談支援体制の充実を図るとともに、本人の生活のために必要となる支援機関と地域を適切につなげる面的整備を行っていきます。

【親の高齢化(親亡き後)を見据えた支援の実施の施策】

施策事項	施策内容
① 将来を見据えたサービス等支援計画の作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ■親の高齢化や親亡き後においても障害者が安心して暮らすための必要なサービスを考慮し、早いうちから準備のためのサービス等利用計画の作成に向けた支援を行います。 ■親の高齢化や親亡き後の支援の事例検討の実施等により、相談支援内容の充実を図ります。
② 体験利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■グループホーム等の体験利用が行いやすくなる制度の構築を行います。
③ 権利擁護、成年後見事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■成年後見制度、権利擁護事業の普及活動によって広く市民に制度の周知を図り、利用を促進します。また、成年後見制度利用のための支援を行うとともに、申し立てを行う親族が不在である場合は、市長による申し立てを行います。 ■宇部市社会福祉協議会が実施する法人成年後見人等受任事業「お気軽☆成年後見」を周知し、利用の促進を図ります。 ■宇部市社会福祉協議会による常設相談や司法書士など専門職団体による無料相談会などをはじめ、法テラスと連携した身近な相談場所を設置するなど、法的問題を含めた様々な問題の解決の支援を進めます。
④ 地域支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■生活支援と相談支援、そして成年後見人などの法的支援、障害者を取りまく複数の機関が連携した支援を実施します。 ■地域の「気になる」を支援につなげる、また、障害者の親亡き後の地域生活を支援するため、地域支えあいの支援ネットワークを充実します。

(6) 福祉サービスの充実

＜現状と課題＞

宇部市は他市と比較しても、障害福祉サービス事業所が充実しているものの、アンケートや市民との意見交換会などにおいて、重度訪問介護や視覚障害者のための同行援護など、利用者の希望に沿った十分なサービスの提供ができていないという意見があがっています。

また、サービス事業所からの意見では、事業所で働く人材が十分に確保できていないという意見があることから、障害福祉事業所で働く人材の確保が急務となっています。

限りある人材や財源の中で、利用者に質の高いサービスを提供するには、市職員と相談支援専門員が、サービス事業所で提供する支援の内容と、障害者に対して必要な支援を見極めてマッチングするスキルを向上することで、サービス提供を可能な限り効率的なものとする必要があります。

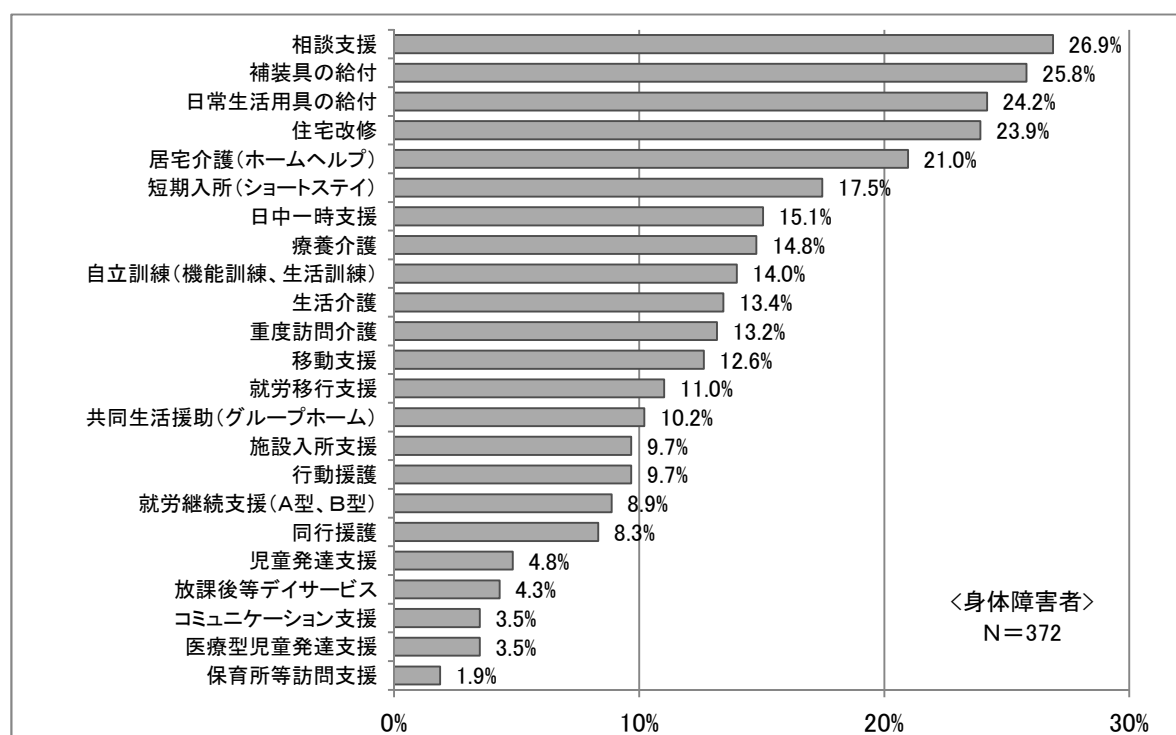
市民との意見交換会等においては、医療ケアを必要とする障害児者や強度行動障害がある人を引き受ける施設が少ないという意見があり、人材確保も含めて対応が必要な状況です。

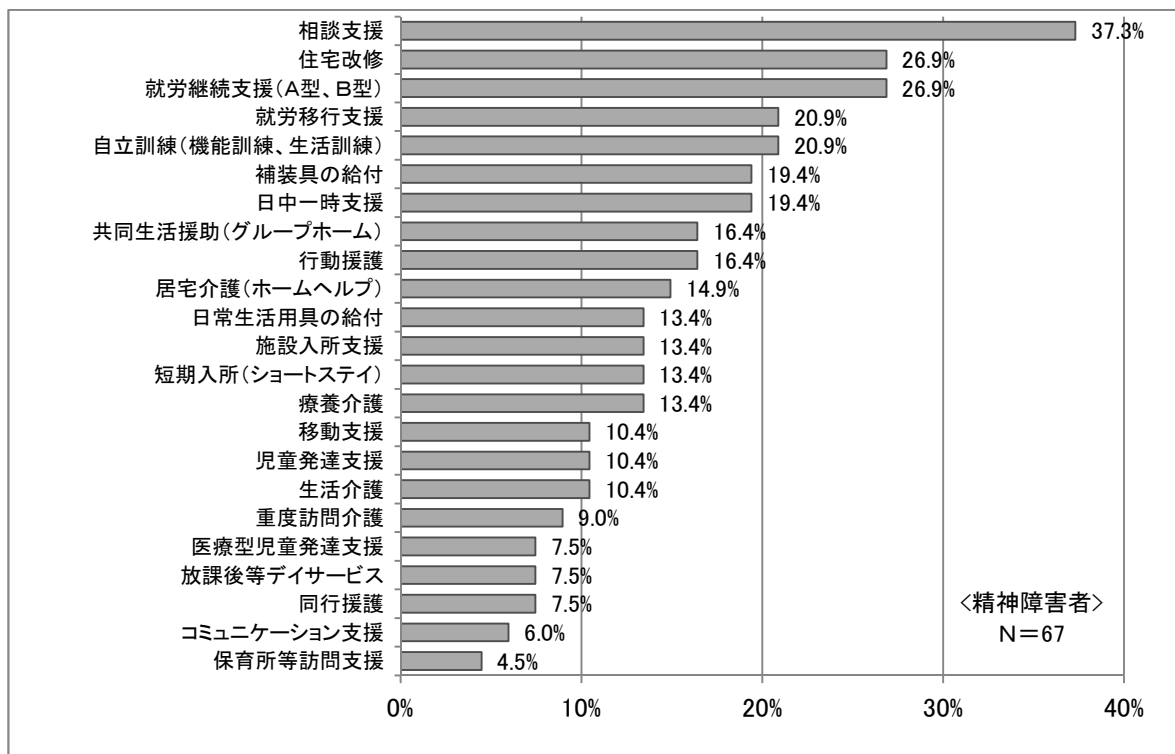
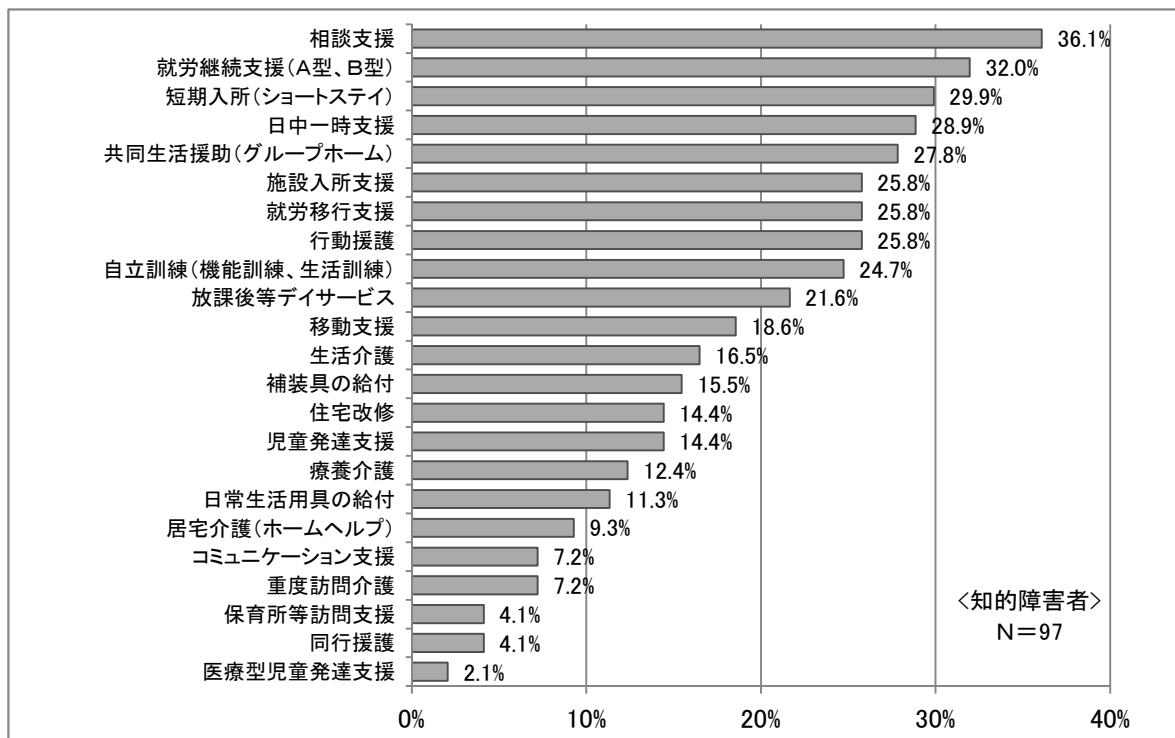
また、休日・夜間の緊急時に相談できる窓口や短期入所支援の充実を希望する声も多くあがっていることから、地域生活拠点整備の取り組みの一環として充実を図る必要があります。

更に障害児については、重度障害児、医療ケアを必要とする障害児の支援の充実をはじめ、放課後や休日等を過ごす場、余暇活動の場の確保などのニーズに対応した支援を充実していく必要があります。

また、虐待防止については、高齢者と障害者共通的な施策として、更に取り組みを強化します。

図 20 障害福祉サービスの利用意向





【福祉サービスの充実の施策】

施策事項	施策内容
①最適なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者のニーズに応じたサービスを、限りある支援人材の中で効率的に提供するため、支給決定の技術の向上を図ります。 ■事業所実地指導後の状況確認とサービス適正化事務により、障害福祉サービスの質の確保と向上を図ります。

②地域生活拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者が安心して暮らせるよう、本人の課題と将来を見据えた計画相談支援の実施、専門的相談支援、緊急時の支援、体験利用などのサービスを面的に整備することで、障害者の地域生活拠点の整備を実施します。
③緊急時の対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者虐待防止についての啓発を行い、早期発見・早期通報につなげていきます。また、障害者虐待に関する相談・通報の受理、事実確認を行ったうえで、障害者本人及び養護者、施設等に対して適切かつ迅速な対応及び支援を行います。 ■在宅の障害者の緊急時に一時的に施設の短期利用ができる緊急ショートステイ、緊急ヘルパー事業の内容の拡充を図ります。 ■障害者見守り安心コールサービスの対象となる要件を拡充し、夜間等の緊急対応の強化を図ります。 ■障害者圏域相談支援事業所による、休日・夜間相談支援を実施します。
④障害児福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、日常生活用具の給付などのサービスの提供の充実を図ります。 ■医療的ケアが必要な障害児の地域生活を支援する体制を整備するため、関係機関の連携体制の構築を図ります。 ■重度の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 ■補装具の支給について、成長に伴って短期間で交換が必要となる障害児に対して、「貸与」についても対象とするとともに、迅速な支給決定に努めます。 ■宇部市発達障害等相談センターにより、子どもの将来の自立に向けた発達支援として、教育と福祉の横断的な対応、就労現場における支援など、切れ目のない支援を実施します。 ■障害児の余暇活動の充実のため、高齢者の「ちょこっと活動・就労・活躍」事業等の地域活動との連携を図ります。
⑤医療支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。 ■重度の障害者の入院時に、重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用できるようにすることで、本人の特性や状況に応じた介護方法や環境を医療従事者に伝達し、適切な対応につなげます。
⑥サービスの更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ■強度行動障害のある障害者、重度知的障害者、医療的ケアが必要な障害者等が入所支援や生活介護、日中一時支援などのサービスを支障なく受けることができるよう、受け入れに必要な体制を整備します。 ■バス、タクシー、自動車改造助成などの移動を支援する事業の継続を図るとともに、同行援護、移動支援事業について、不自由なくサービスが利用できる環境を整えます。

(7) 防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

障害のある人が、地域の中で安心して生活するためには、防災・防犯など生活の安全対策は重要な課題です。

障害福祉アンケート調査では、災害時の避難について「1人で避難できる」と思う人は、身体障害者については約3割、知的障害者では約1割、精神障害では約2割であり、災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右されます。

しかしながら、災害時に身近な地域で情報提供や避難支援を行う「災害時避難支援制度」については、3障害とも「知らない」が8割以上を占めています。

今後も「災害時避難支援制度」への登録の呼びかけと、地域住民同士や民生委員等地域のつながりの重要性についての啓発を促進するとともに、地域での防災訓練等への参加促進や災害の備えについての啓発などが重要となります。

また、避難所における不安としては、「ベッドや障害者用のトイレが整備されているか心配」、「周囲の人とのコミュニケーションをとることができない」、「障害にあった対応をしてくれるか心配」などがあげられていることから、地域の避難所における配慮の充実と環境整備の取組を促進する必要があります。

図 21 災害時に1人で避難できるか

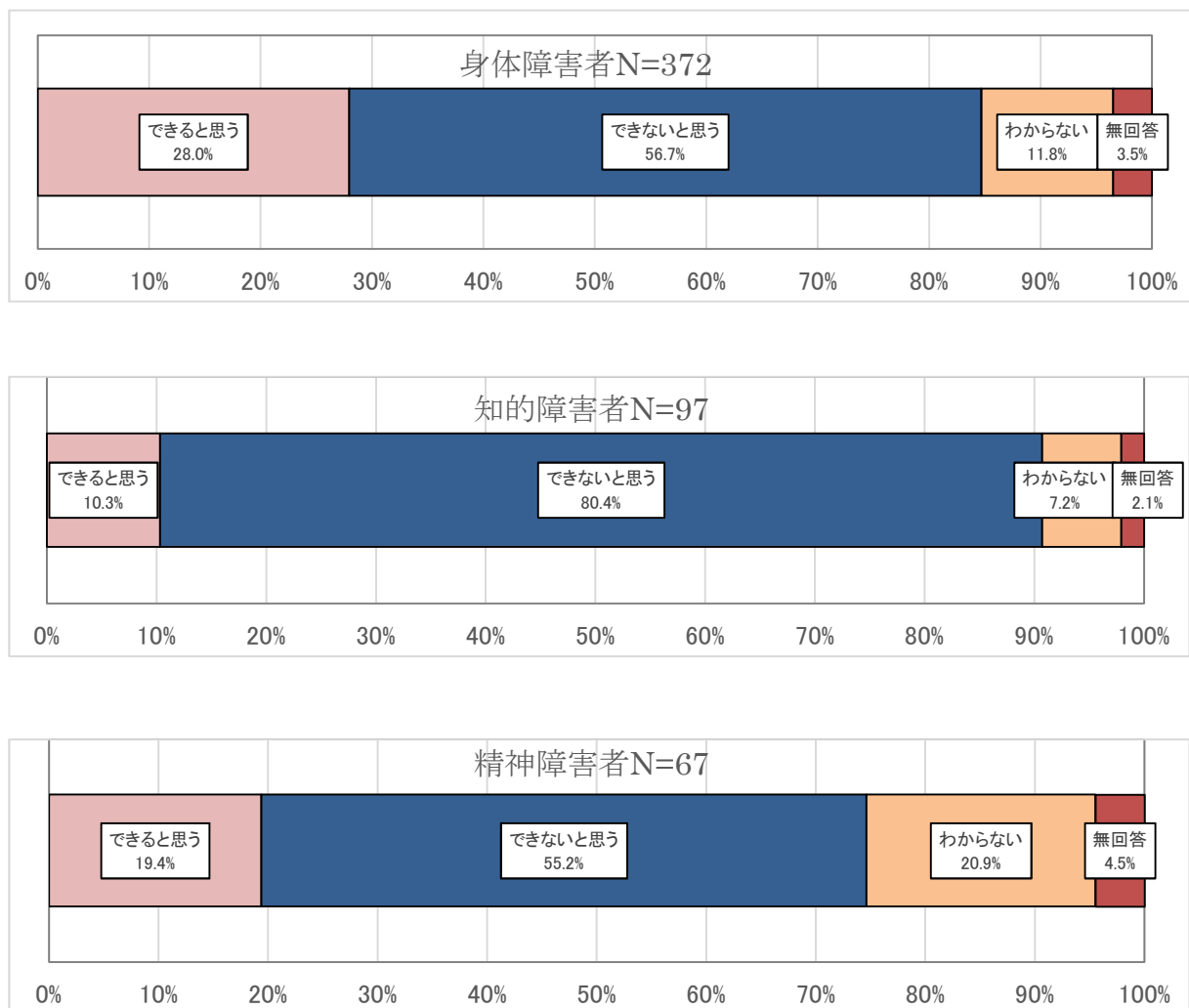
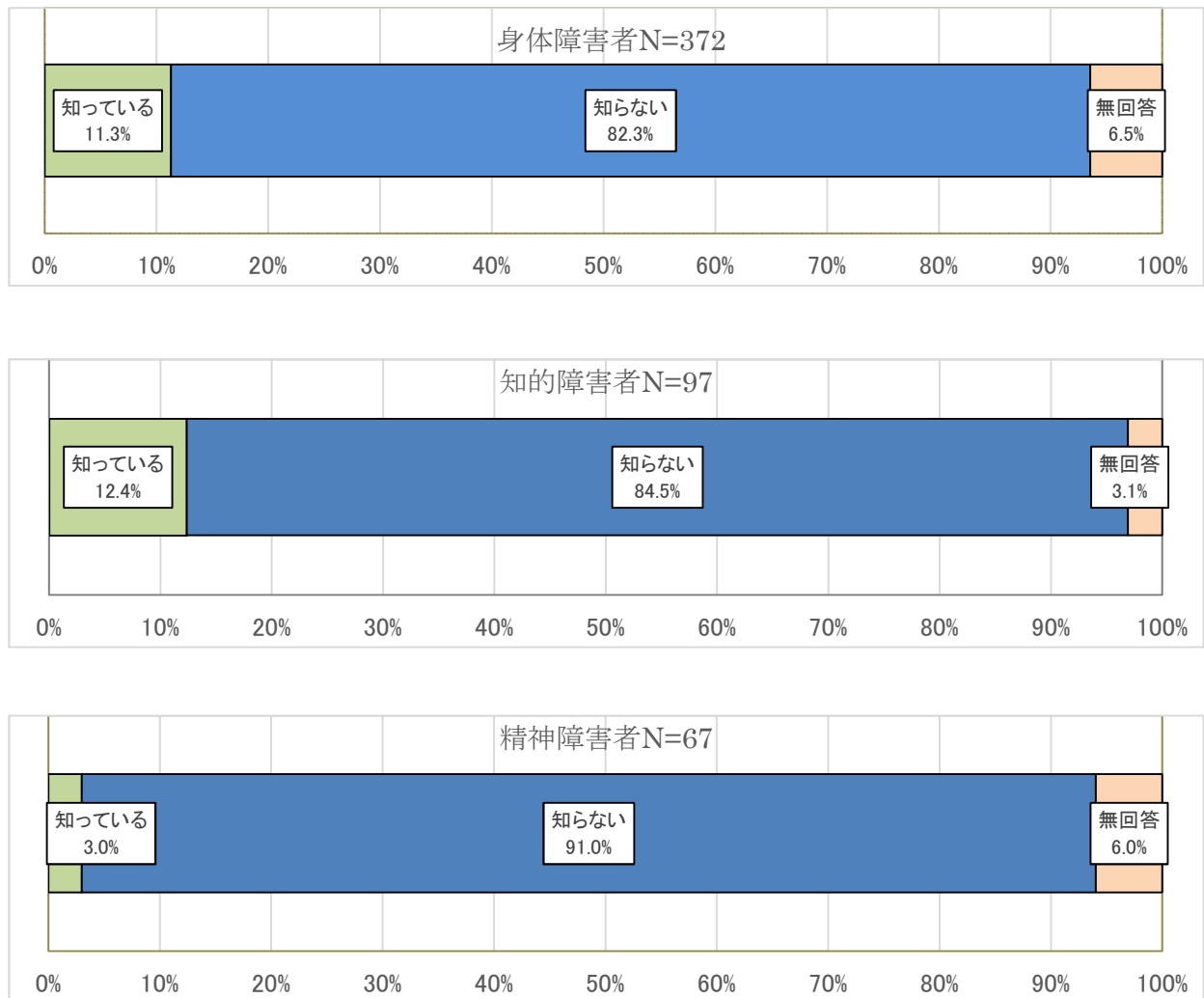


図 22 災害時避難支援制度について



【防災・防犯対策の推進の施策】

施策事項	施策内容
①防災情報提供・通報体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「防災メール」「防災情報FAX」などによる情報提供や「緊急通報装置」について、様々な機会を通じて周知し、防災情報の提供・通報体制の充実を図るとともに、電子メール、FAXによる119番通報の周知を図ります。
②防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■様々なメディアの活用や出前講座、防災訓練などの機会を通じて、障害者を含めた地域住民に防災意識の向上を図ります。 ■自主防災会の活動を支援するとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。

<p>③災害時の支援対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■民生委員や障害福祉サービス事業所、関係機関等の協力を得て、災害時避難支援制度の周知を行い、当制度の活用及び地域住民の理解と協力を努めます。 ■避難想定区域の要配慮者の把握・確認を行い、災害時避難支援制度の登録を促すとともに、避難時や緊急避難場所・避難所での必要な配慮を把握することで、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。 ■障害者及びその家族が不自由なく避難所で生活できるよう必要な配慮に努めるとともに、避難者を含む地域の住民や団体、関係機関等の協力を得て、環境整備に努めます。また、避難所での生活で特別な支援を必要とする避難者については、福祉避難所（協定した施設）と連携して支援を行います。 ■障害の特性に配慮し、避難所での生活が困難な障害者が福祉避難所へ直接避難できるような体制を整備します。 ■避難時等に配慮を必要とする障害者や高齢者に避難訓練の参加を促し、支援者との協力関係の確立や災害時の課題解決に向けた訓練を実施します。
<p>④防犯体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体を支援するとともに、防犯キャンペーンなどにより防犯に対する意識の向上を図ります。

基本目標Ⅲとともに自立し安心して暮らすにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	2017年度 (平成29年度) 現状	2020年度 (平成32年度) 目標値	目標値の設定
相談支援等スキルアップ研修実施件数	22件	30件	圏域相談や福祉総合相談センターでの実績から年の目標としています。
特定健康診査の受診率	27.5% (見込み)	42.0%	厚生労働省の目標値60%を2023年度(平成35年度)に達成するための2020年度(平成32年度)時点での目標値です。
発達相談支援実施件数	1,900件	2,500件	宇部市発達障害等相談センターの実績から目標を設定しています。
地域福祉総合相談センターの設置数	—	15箇所	現在の地域包括支援センター等の設置を見込んで目標としています。
65歳の介護移行時の支援者会議の開催率	85%	95%	サービス利用者全員に対しての開催率として設定しています。
地域移行のための体験利用者数	—	15人	グループホームの体験実績及び地域生活体験事業利用者見込から設定しています。
福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数	140人	185人	年15人の増加を見込んで目標としています。
地域福祉権利擁護事業の利用者数	218人	323人	年35人の増加を見込んで目標としています。

※関連指標については、第5期宇部市障害福祉計画の計画期間の2020年度(平成32年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を2020年度(平成32年度)とします。

2021年度(平成33年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、2020年度(平成32年度)以降に策定する改定計画において設定します。

■基本目標Ⅳ ともに働き楽しむ

施策分野1 一般就労・福祉的就労の推進

(1) 一般就労の促進

<現状と課題>

一般就労を希望する障害者に必要な就労支援を行うためには、行政、地域の労働機関や雇用先が一体となって取り組み、障害者の雇用に理解のある企業等の拡大に努めることが必要です。

障害者差別解消法の施行にともない、障害者雇用促進法が改正され、事業主の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。

宇部市障害者就労支援ネットワーク会議の活動のなかで、障害特有の行動やその対応についてまとめた「障害種別ごとの雇用ガイド」や「障害のある人の就労に関するガイドブック」等を作成し発信することにより、雇用主や従業員に対して障害特性等の理解啓発を行い、障害者雇用の拡大に取り組みました。

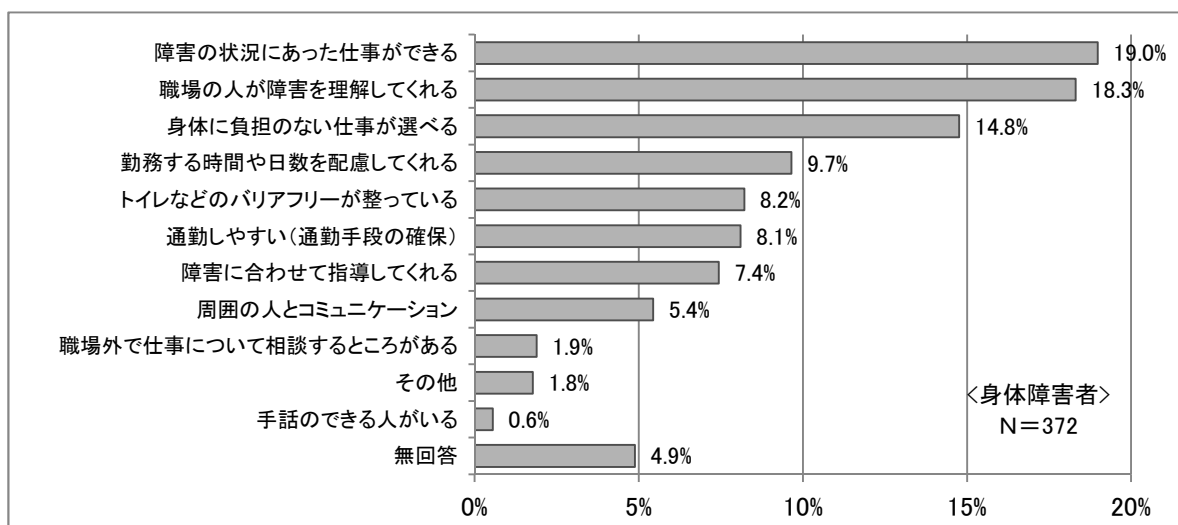
また、平成27年度に設置した宇部市発達障害等相談センターにおいては、発達障害者の就労現場における本人や支援者への相談支援を実施しています。

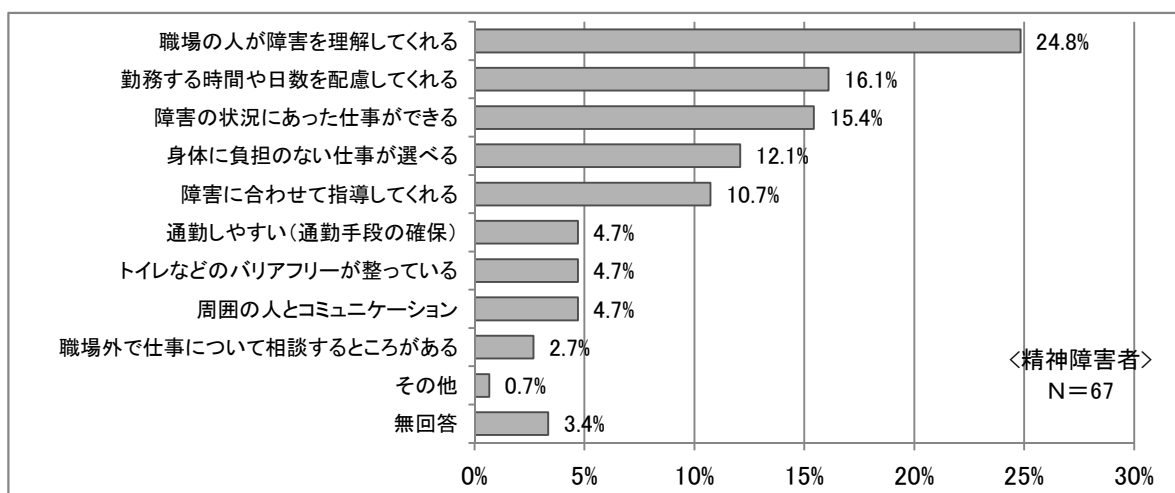
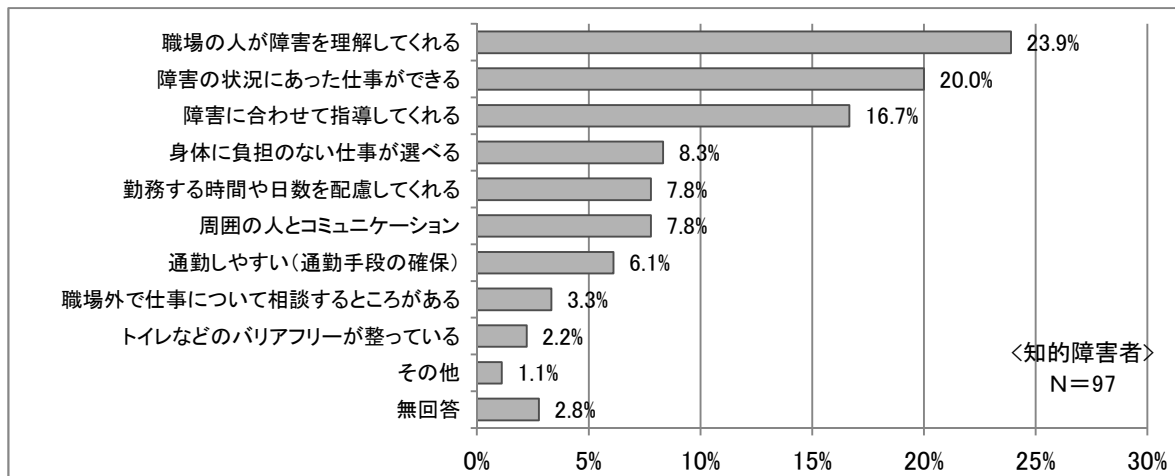
平成29年度の宇部管内の障害者雇用率は2.15%であり、全国平均を上回っているものの、職場への定着はもとより、雇用主やともに働く人々など周囲の人たちの職場における障害者への理解も欠かせない課題です。

市民との意見交換会では、障害の特性に応じた就労支援や就労定着に向けた支援の充実を求める意見が多くあがりました。

今後も、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法で求められる取組みを民間事業者に啓発するとともに、障害者就労ワークステーションでの支援のノウハウや、障害者就労支援ネットワーク会議が作成した障害者雇用ガイド等を更に発信し、民間企業の障害者雇用を促進することが必要です。

図 23 障害者の就労に必要な環境



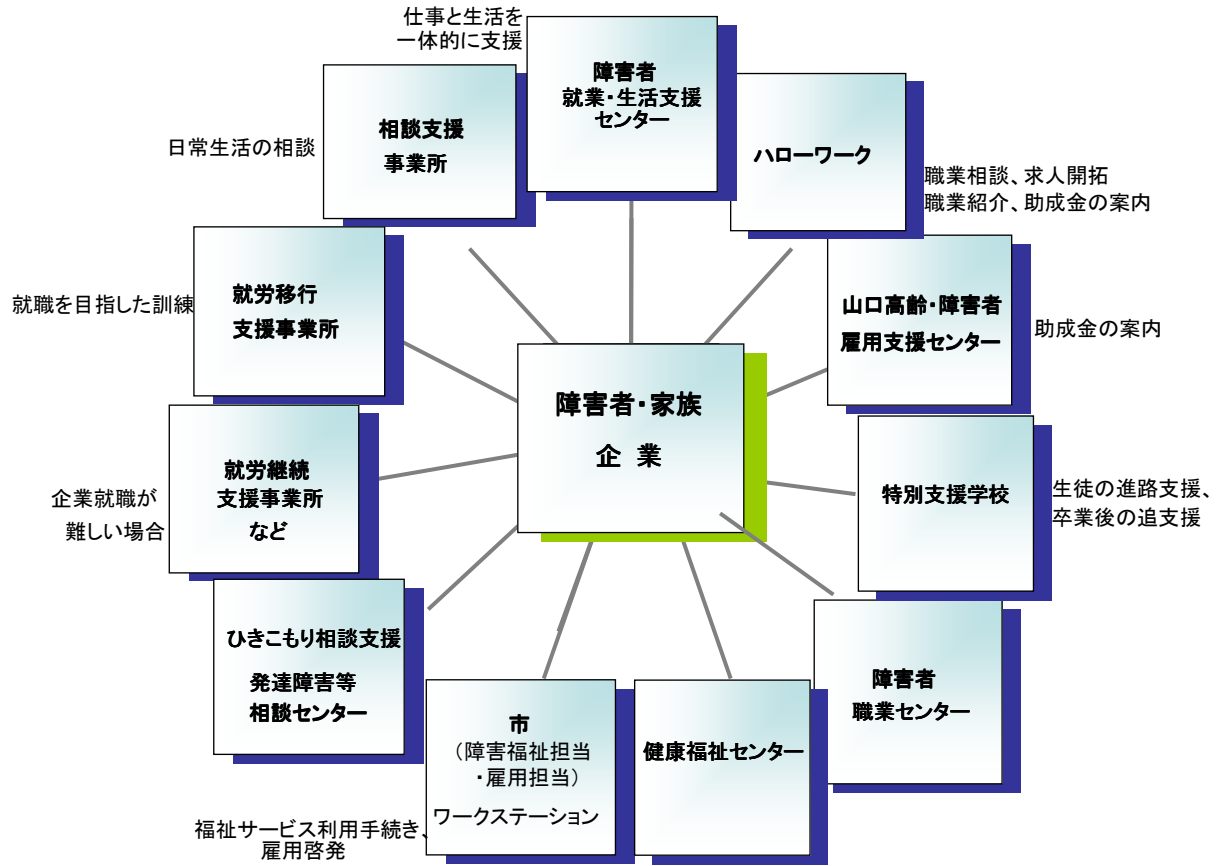


【一般就労の促進の施策】

施策事項	施策内容
①障害者雇用の促進 (一般就労に向けた支援の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ■働く意欲のある障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に取り組みます。 ■福祉的就労現場や特別支援学校における支援により、一般就労を目指すことができる資質を備えた障害者については、就労移行支援事業の活用をすすめるなど、企業等への就労の促進を図ります。 ■ワークステーションにおいては就労現場の課題を捉えた支援を行い、その取組を情報発信することにより、民間企業の障害者雇用の促進を図ります。 ■ICT等の活用による在宅ワークの促進など、多様な働き方への理解を進め、障害者の就労の機会を広げます。

<p>②就労定着支援の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合に、就労移行事業所を中心に、様々な専門相談機関と連携をとりながら、企業や関係機関と連携して、定着に向けた必要な支援を強化します。 ■発達障害等相談センターと企業等の支援者の連携を強化することで、個人の特性に寄り添った適切な支援の実施を行います。 ■教育分野で実施されていた支援が適切に就労現場に引き継がれ、障害の特性に応じた支援が行われるよう、連携を図ります。
<p>③企業等への障害者理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害の特性にあった働き方」について、企業等の事業者の理解を促進します。 ■障害者になっても働き続けることができるよう、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携を図り、企業等へ働き方への配慮について啓発します。 ■障害者就労支援ネットワーク会議による企業向けの「雇用実践セミナー」の開催や、障害種別ごとの雇用ガイド等を周知し、障害者への理解を促進します。
<p>④就労環境の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■就労現場において、障害者が不自由なくコミュニケーションがとれるよう、コミュニケーション支援にかかる相談を受け付けます。 ■障害のある人が安心して働くことができるよう、出入り口の段差の解消や障害者トイレの設置など、ハード面の環境整備の実施を啓発します。 ■自動車運転免許取得費用及び自動車改造費の助成、バス優待乗車証の交付など障害者の外出支援や就労支援につながる制度について、周知と利用促進を図ります。

障害者雇用・就労を支える地域のネットワーク



(2) 福祉的就労の促進

<現状と課題>

市内の就労継続支援 A 型、B 型事業所の数は年々増加しており、平成 25 年度は、A 型が 5 事業所、B 型が 15 事業所であったのに対し、平成 29 年度については、A 型が 12 事業所、B 型が 21 事業所と大幅に増加しており、福祉的就労サービスは充実してきています。

しかしながら、支援事業所における作業と支援の内容が、本人の障害の程度や特性にあった適切な就労支援として、サービス等利用計画に基づき支援がおこなわれているのを見極めていく必要性も生じています。

また、支援により就労に向けた資質を備えた人については、福祉的就労から一般就労に移行するための支援を提供することも、将来の自立のために必要となります。

宇部市障害者就労支援ネットワーク会議において、障害福祉サービス事業所(就労支援)による物品や役務等の「共同受注」を実施し、物品や役務などの提供を行うとともに、地域への障害者理解の促進に取り組んでいます。

市では、障害者優先調達推進法(物品調達方針)により、障害者就労施設等へ優先的、積極的な物品の購入及び役務の調達を行っており、受注額は毎年増加傾向にあります。今後も事業所の製品や役務等について、民間も含め受注拡大を図っていくことで、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図り、障害者の自立を促進します。

【福祉的就労の促進の施策】

施策事項	施策内容
①本人の状況にあった適切な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ■計画相談事業所と就労支援事業所との連携を強化し、本人の状況を確認しながら、本人の状態や特性にあわせたサービス等利用計画を作成することで、適切な就労支援を実施します。 ■支援により就労に向けた資質を備えた人については、福祉的就労から一般就労に移行するための支援を提供します。 ■就労アセスメントのための試用制度(暫定支給)の活用を図ることにより、本人の能力や状況を確認し、適切な就労支援を実施します。 ■多くの事業所の中から、本人の特性にあった支援を選択するため、事業所の作業内容やスケジュール等の情報を発信していきます。
②事業所の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■障害福祉サービス事業所(就労支援)間のネットワーク化を推進し、共同受注の仕組みの強化を図ります。 ■障害福祉サービス事業所(就労支援)の商品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大に向けた広報活動を推進します。 ■農福連携の取組みを推進することにより、障害のある人の雇用機会の増加、また、人出不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、農業を活用した就労機会の拡大を図ります。
③障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び公表を行い、優先的・積極的に物品やサービスの発注を実施します。 ■ワークステーションの業務の一部を障害福祉サービス事業所(就労支援)に委託することにより、工賃向上を促進します。

(3) 就労支援体制の充実

<現状と課題>

障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等、官民連携で取り組む「障害者就労支援ネットワーク会議」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進、障害者理解促進などの事業を実施しています。

障害者の就労のためには、雇用現場と福祉の連携、地域資源と連携した多様な就労機会の確保など、総合的な就労支援体制づくりを進める必要があります。

また、精神障害者、発達障害者の就労については、個々の特性に寄り添った継続的な支援が必要であることから、今後は専門的支援機関と連携した就労支援体制を構築します。

【就労支援体制の充実の施策】

施策事項	施策内容
①障害者就労支援ネットワーク会議の活動の推進	■「障害者就労支援ネットワーク会議」と連携し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を促進します。
②雇用と福祉の連携強化	■様々な地域資源を活用し、多様な就労先を確保することで、就労の機会の充実を図ります。 ■障害者が適切な支援や配慮を受けながら就労ができるよう、雇用現場と福祉の連携を強化します。
③専門機関との連携による就労支援	■精神障害者、発達障害者の就労支援のため、専門的支援機関である、「発達障害等相談センター」「ひきこもり相談支援」との連携を強化します。

施策分野2 社会参加活動の促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

<現状と課題>

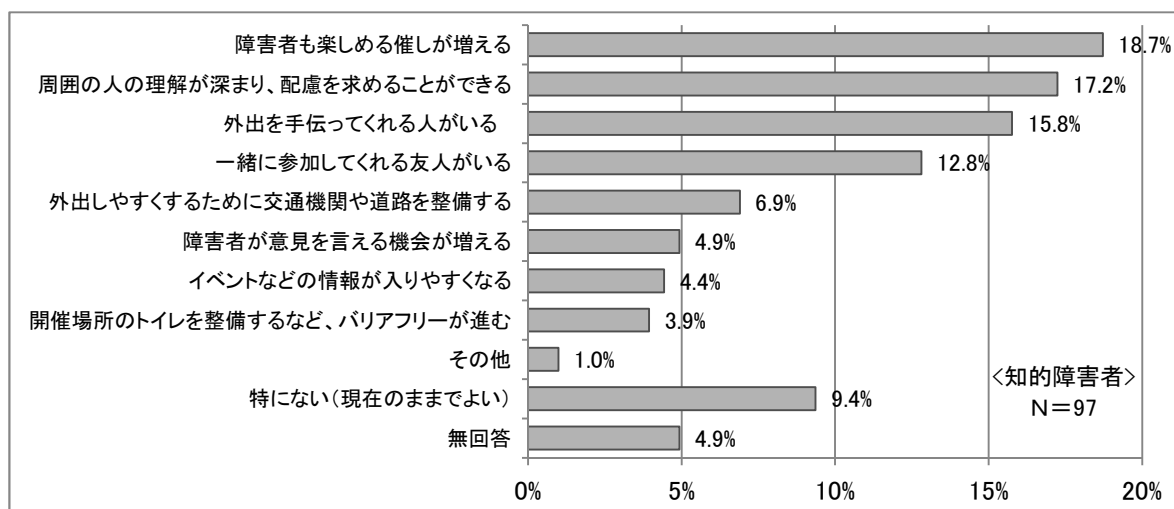
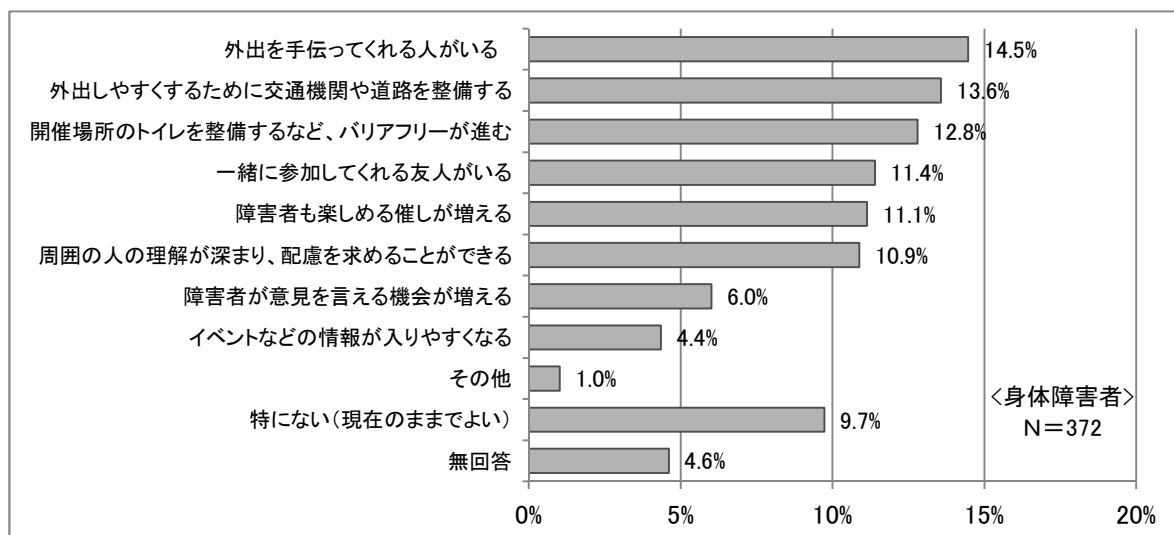
全国障害者スポーツ大会や山口県障害者スポーツ大会(きらりんピック)への出場は、スポーツをしている障害者にとって、励みであり目標であるとともに、出場者やボランティアの方々との交流の場でもあります。

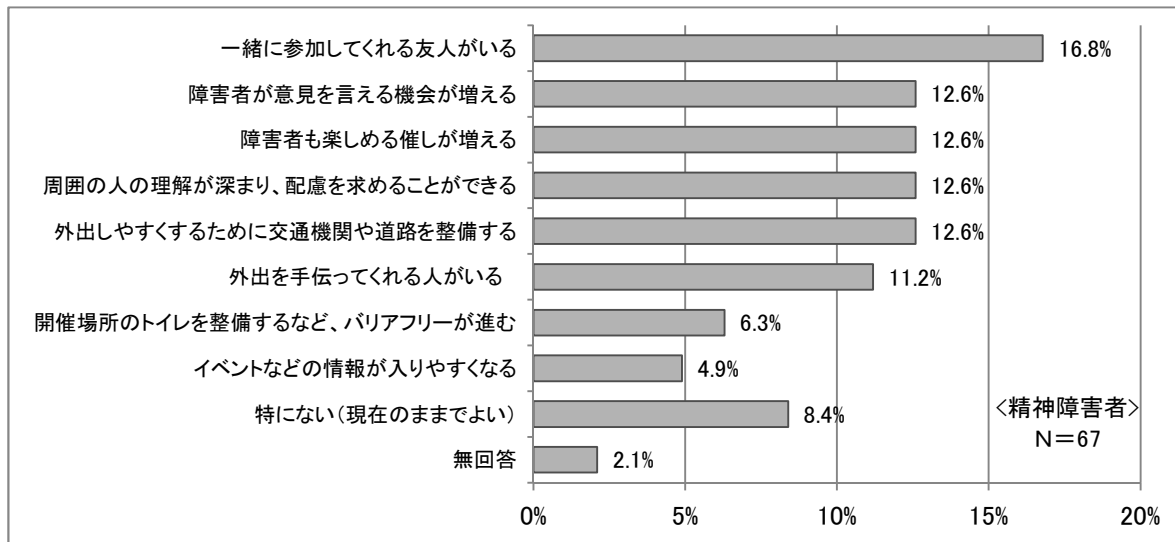
障害者がスポーツを楽しむためには、各スポーツイベントの情報を適切に発信するとともに、競技に参加する際の、コミュニケーション支援を充実する必要があります。

市では、宇部市障害者ケア協議会と連携し、障害のある人がスポーツやレクリエーション等に積極的に参加できるよう、スポーツ施設のトイレの改修や障害者駐車場等の整備を行っています。

市民との意見交換会では、障害のある人とない人が、ともに参加できるスポーツやレクリエーションを開催し、障害や障害のある人への理解を促進してほしいとの意見が多くあがりました。

図 24 障害者が社会参加しやすい環境づくり





【スポーツ・レクリエーション活動の促進の施策】

施策事項	施策内容
①障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツ機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■競技に参加する際に必要な障害者へのコミュニケーション支援など配慮の実施を促進します。 ■宇部市スポーツコミッション、宇部市障害者ケア協議会などが実施する、障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツの情報発信を行います。 ■障がい者スポーツ指導員等の養成を支援し、障害者スポーツやレクリエーションを楽しめる場の充実を図ります。 ■市内の学校で開催する、障害者スポーツやレクリエーションを通しての障害者とのふれあい活動を支援することで、児童・生徒の障害者理解を促進します。 ■2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に、パラリンピアンとの交流事業やパラスポーツ体験会等により障害者スポーツの理解と普及を促進します。
②障害者スポーツ大会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■山口県障害者スポーツ大会（キラリンピック）や、全国障害者スポーツ大会への出場を支援します。 ■障害者団体や家族の会が開催する各種スポーツ大会を支援します。
③体育施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ■市の体育施設については、施設の改築や改修時に合わせて更なるバリアフリー化を進めます。 ■関係団体と連携し、民間スポーツ施設のバリアフリー化の啓発を行います。

(2) 文化活動などの促進

<現状と課題>

障害のある人の生活を豊かなものとするため、市が主催する各種イベント、地域活動等については、障害のある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努める必要があります。

文化行事への障害者の参加を促進するため、宇部市文化会館のトイレの整備や施設入口に点字ブロックを敷設するなどハード面の整備を行うとともに、宇部市文化創造財団においては主催する文化行事への身体障害者介助者の入場料の免除、点字版のイベントガイドの作成などの取り組みを行っています。

また、文化イベント等の開催時には、参加者申し込み時に必要な配慮を聞き、手話通訳者や要約筆記者の設置等、必要な配慮の提供が進んでいるところです。

今後も、行政や財団が主催する文化イベント等について、必要な配慮の取り組みを促進するとともに、民間事業者や地域が開催する文化イベントや行事についても、取り組みを広げていくことが必要になります。

【文化活動などの促進の施策】

施策事項	施策内容
①障害のあるなしに関わらず楽しめる文化活動の促進	■障害のあるなしにかかわらず、文化に親しむ機会が増えるよう、文化施設で行う文化行事に対し、手話通訳者や要約筆記者等の配置、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。 ■障害者の文化活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を推進します。
②障害者の文化活動の促進	■障害者の文化活動に対する支援を進めるとともに、活動や創作作品の披露、展示の場の確保に取り組みます。
③文化施設の整備推進	■市の文化施設については、多機能トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保など、障害者が利用しやすいよう施設整備を推進します。

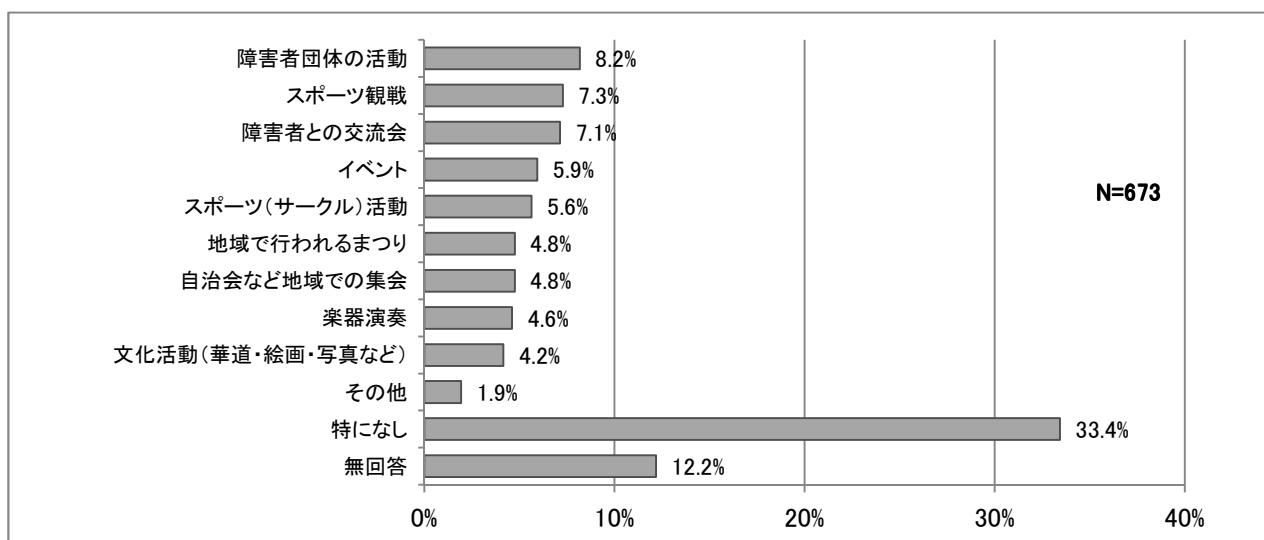
(3) 地域交流の促進

<現状と課題>

障害福祉アンケート調査によると、「どのような活動に参加したいか」については、「障害者団体の活動」が 8.2%と最も多く、他に「スポーツ観戦」や「障害者との交流会」、「イベント」などへの参加意向が高い状況となっています。

障害者が地域で安心して生活していただくためには、様々な人との交流機会を増やし、地域におけるふれあいを促進することが必要です。

図 25 社会活動への参加意向(どのような活動に参加したいか。)



【地域交流の促進の施策】

施策事項	施策内容
①障害のあるなしに関わらず参加できる地域行事の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のあるなしに関わらず参加できる地域イベント等の開催のため、内容や開催場所など、イベントの運営にあたって合理的配慮が行われるよう推進します。 ■行事を開催するスタッフをはじめとする参加市民の適切な配慮を促進し、障害者と地域住民との交流に取り組みます。
②ボランティアの積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ■学生ボランティアや地域ボランティアの活動の場を広げ、障害者への支援の取り組みが広がるよう、市民に周知して活動を支援します。

基本目標Ⅳとともに働き楽しむにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	2017 年度 (平成 29 年度) 現状	2020 年度 (平成 32 年度) 目標値	目標値の設定
民間企業障害者雇用率（宇部管内）	2.15%	2.2%	法定雇用率(平成 30 年度以降)を目標としています。
福祉的就労から一般就労に移行した人数	27 人	41 人	障害福祉計画の成果目標から目標値を設定しています。
共同受注の受注件数	120 件	135 件	年 5 件の増加を見込んで目標値を設定しています。
スポーツ大会への障害者参加者数	680 人	710 人	年 10 人の参加者の増加を見込んで目標値を設定しています。
地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数	25 件	40 件	年 5 件の増加を見込んで目標値を設定しています。

※関連指標については、第 5 期宇部市障害福祉計画の計画期間の 2020 年度(平成 32 年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を 2020 年度(平成 32 年度)とします。

2021 年度(平成 33 年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、2020 年度(平成 32 年度)以降に策定する改定計画において設定します。

計画推進のために

■計画の円滑な推進

計画推進体制の整備

国による障害者福祉に係る制度の見直しに柔軟に対応するとともに、本計画との整合性を図るため、国・県の動向を踏まえながら、施策の進行管理をしていくことが必要です。

各施策の円滑な推進のためには、社会福祉協議会や障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、ボランティア団体などの関係機関との連携体制を強化し、総合的に取り組んでいく必要があります。

【計画推進体制の整備の施策】

施策事項	施策内容
①推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ■施策推進に当たっては、国・県の障害者福祉計画や第四次宇部市総合計画、その他の関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。 ■計画の進行管理については、地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を分析・評価します。
②関係機関・市民団体などとの連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「市民とともに」本計画を推進していくことを基本とし、社会福祉関係団体はもとより、市民活動団体(障害者関係団体も含む。)や民間事業所、自治会などとの協働により、事業運営等に取り組みます。
③国・県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■国・県等の障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。 ■広域的な対応が必要な施策については、県や近隣自治体との連携により取り組みます。